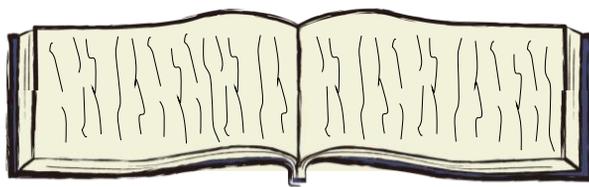


第4次米沢市食育推進計画

令和8年度～令和11年度

(案)

なせば成る 広げてつなく 食育の「和^わ×輪×環」



令和8年 月 米沢市

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「食育」とは、様々な経験を通じて食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育むものです。食育基本法では、「生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられています。特に、心身の成長と人格形成、そして生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む上で、食育の推進は市民、とりわけ子どもたちの健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与します。

しかしながら、現在の「食」を取り巻く環境は、大きく変化し複雑化しています。人口減少や核家族化、高齢者の単独世帯の増加といった家庭をとりまく環境の変化は、孤食や欠食の増加につながり、栄養バランスの偏りや生活習慣病を引き起こす要因となります。また、豪雨や猛暑による大規模な不作による、食料需要ひっ迫への懸念の高まり、不安定な国際情勢や円安等による物価高騰が食料価格に影響を与え、食卓を圧迫しています。さらには、地元スーパーの閉店等による買い物困難者の増加も懸念されます。

こうした課題がある中、本市に継承される「かてもの」をはじめとした食文化や伝統料理の継承などを中心に繋いでいくことが重要です。市民一人ひとりが、過去・現在・未来へのつながりを意識しながら「食」を大切にし、健康で豊かな生活を実現するには、継続的な取り組みが求められます。

本市では、令和元年12月に「食生活の改善」を含む「米沢市健康長寿のまちづくり推進条例」を制定し、令和5年11月には健康長寿のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため「栄養・食生活」「歯と口腔の健康」の施策を含む「米沢市健康長寿日本一推進プラン」を策定するなど、食育と関わる取り組みを進めてきました。

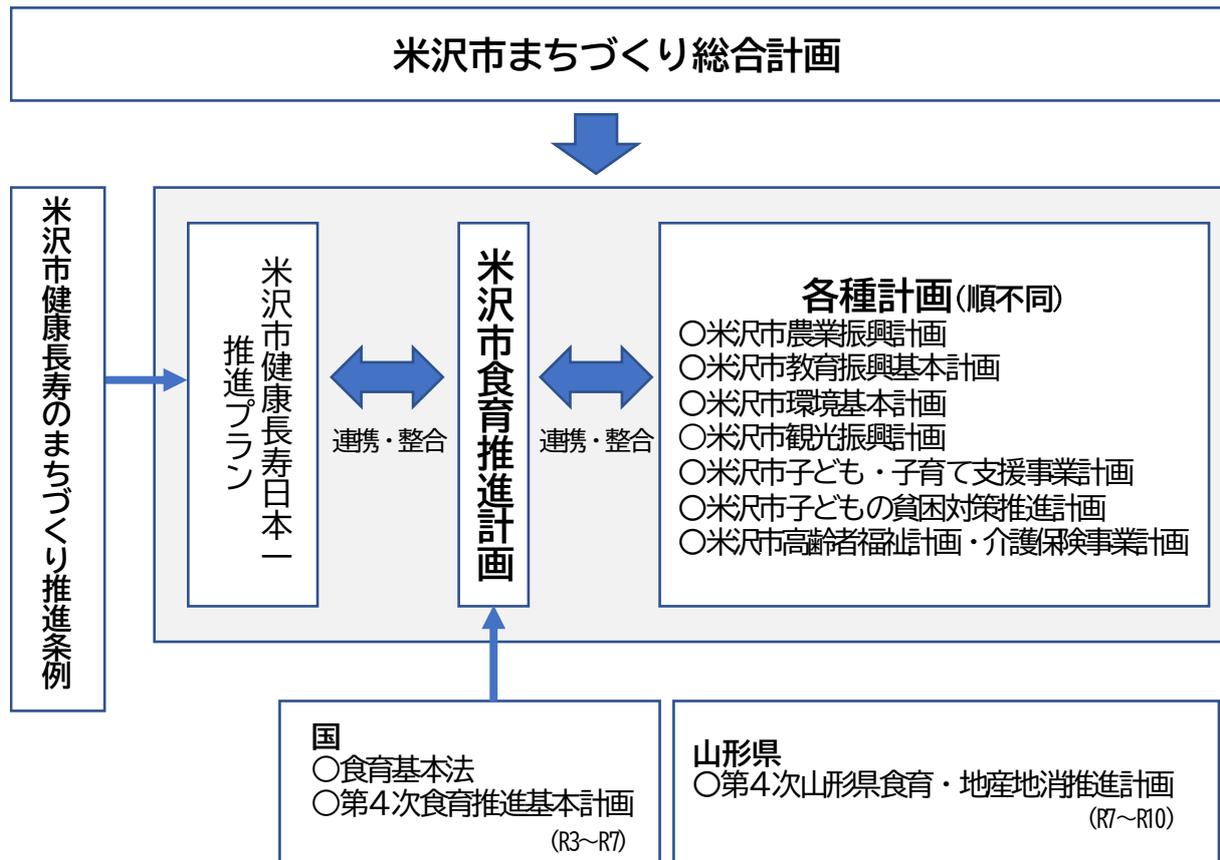
また、食育推進計画については、食育基本法や国の食育推進基本計画を踏まえ、平成23年3月に「米沢市食育推進計画」を策定し、食育活動を推進してきました。令和3年3月には新型コロナウイルス感染症発生に伴う社会情勢の変化やSGDsの考え方を盛り込んだ「第3次米沢市食育推進計画(以下、第3次計画という。)」を策定し、施策を展開してきました。

「第4次米沢市食育推進計画」の策定にあたっては、食を取り巻く現状やこれまでの取組の評価と課題を踏まえ、さらに、環境に配慮した食生活や食の選択など「環境」の視点をより重視して策定することにより、市民一人ひとりが豊かで充実した生活を実現できる食育の推進を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置付けられるとともに、国の「第4次食育推進基本計画」、県の「第4次山形県食育・地産地消推進計画」に基づき、本市における食育のあるべき姿を示し、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定します。

また、本市の「米沢市まちづくり総合計画」をはじめ、「米沢市健康長寿のまちづくり推進条例」「米沢市健康長寿日本一推進プラン」など関連する計画と整合を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)までの4年間[※]とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



※「米沢市食育推進計画」と「米沢市健康長寿日本一プラン」は、いずれも「栄養・食生活」を通じた生活習慣病の予防・改善や「歯と口腔の健康」を目的とした取り組みなど計画の方向性が共通していることから、「米沢市健康長寿日本一推進プラン」の中間見直しに合わせて、将来的に統合する予定です。

第2章 食を取り巻く現状と課題

第2章 食を取り巻く現状と課題

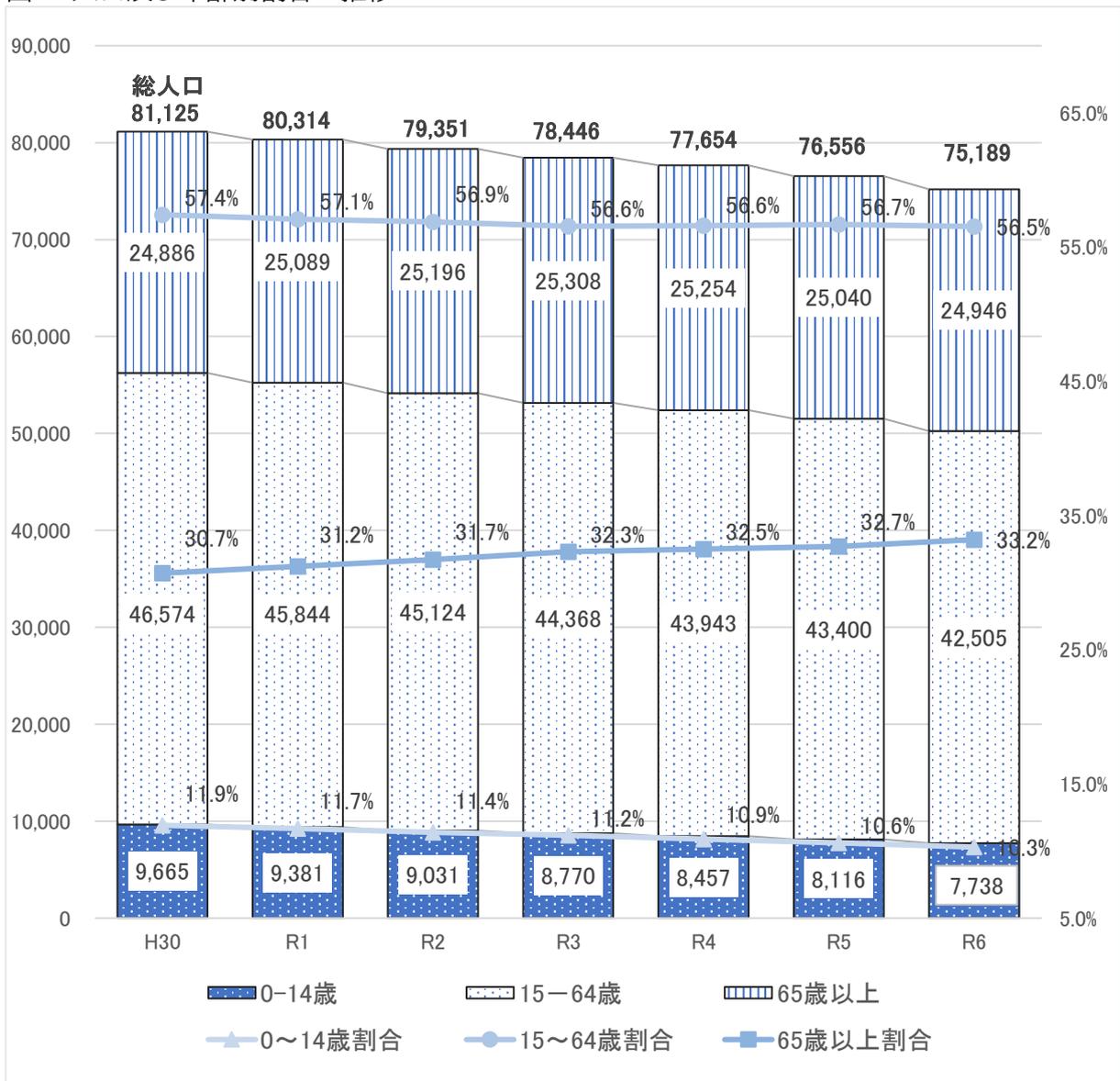
1 生活環境の現状

(1) 人口の現状

本市の人口は、年々減少傾向にあり、令和2年には8万人を下回りました。

内訳を見ると、64歳以下の人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口についても令和3年をピークに減少しています。しかしながら、65歳以上割合は増加傾向にあり、0～14歳割合は減少傾向にあることから、少子高齢化が進んでいる状況です。

図1 人口及び年齢別割合の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 世帯構成の現状

世帯総数、単独世帯、および高齢者単独世帯は増加傾向にあります。

一方で、平成27年と令和2年を比較すると核家族世帯は、ほぼ横ばいで、3世代世帯は減少しています。

表1 家族類型別世帯数の推移

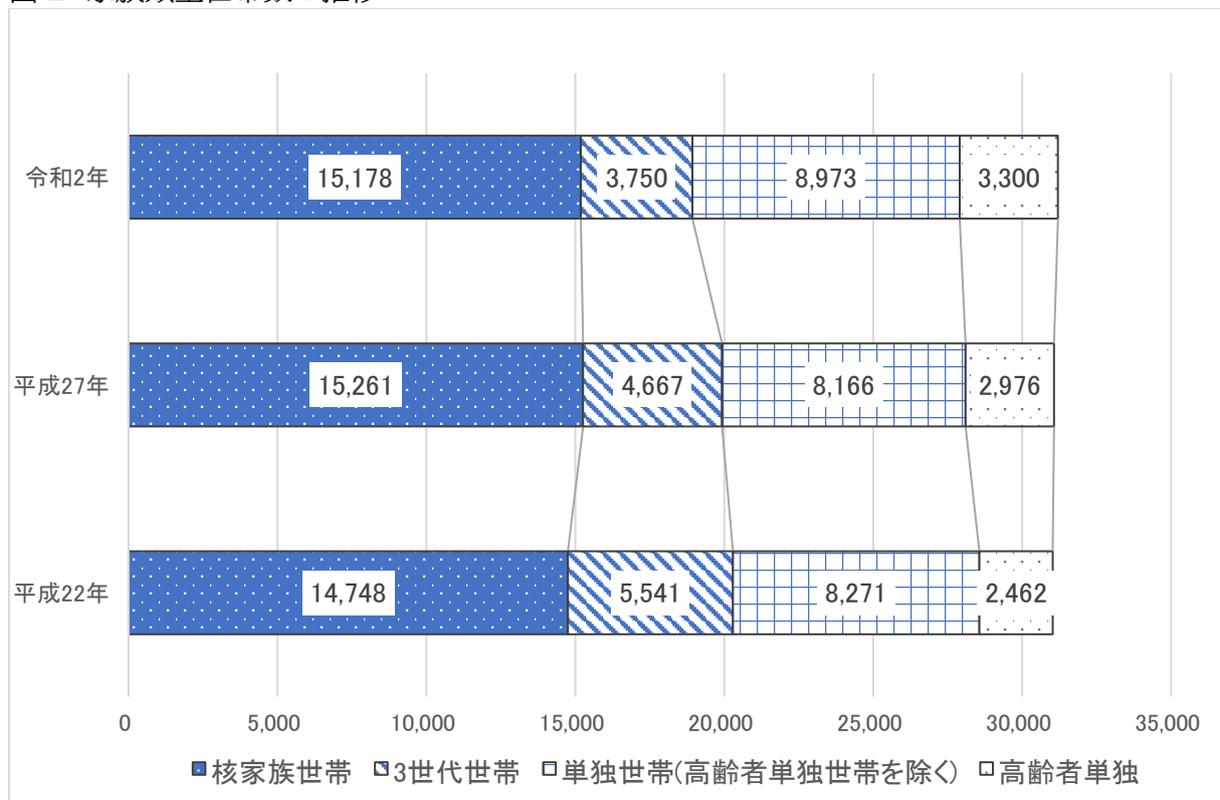
単位:世帯

区分	平成22年	平成27年	令和2年
世帯総数	32,920	32,894	33,013
親族世帯	21,970	21,533	20,488
核家族世帯	14,748	15,261	15,178
夫婦のみの世帯	4,936	5,155	5,406
夫婦と子供からなる世帯	6,897	6,938	6,690
男親又は女親と子供からなる世帯	2,915	3,168	3,082
その他の親族世帯	7,222	6,272	5,310
うち3世代世帯	5,541	4,667	3,750
非親族世帯	209	199	243
単独世帯	10,733	11,142	12,273
うち高齢者単独世帯	2,462	2,976	3,300

※総数に分類不詳世帯を含む。

資料:国勢調査(H22~R2)

図2 家族類型世帯数の推移



資料:国勢調査(H22~R2)

(3) 体格(BMI)の現状(R4)

適正体重は全体で 63.8%と 6 割を越える結果でしたが、全体の約 2 割が「肥満 (BMI25 以上)」となり、男性は約 3 割、女性は約 2 割が「肥満」という結果でした。

また、女性の 20 歳代で 16.7%、30 歳代で 11.2%が「やせ(BMI18.5 未満)」、70 歳代で 13.5%、80 歳代で 23.7%が「やせ(BMI20 以下)」という結果でした。

図 3-1 体格の現状(R4)

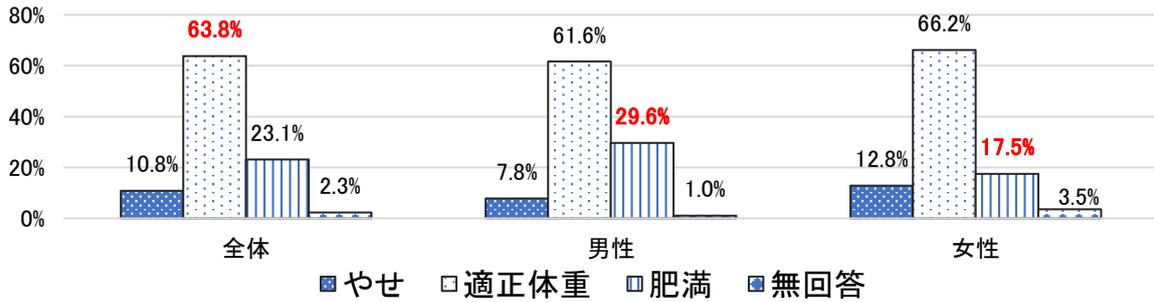


図 3-2 年代別男性体格の現状(R4)

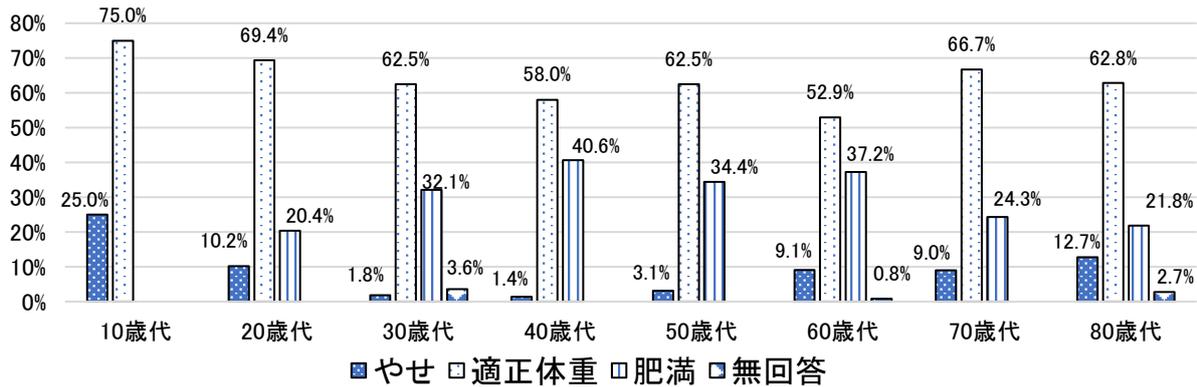
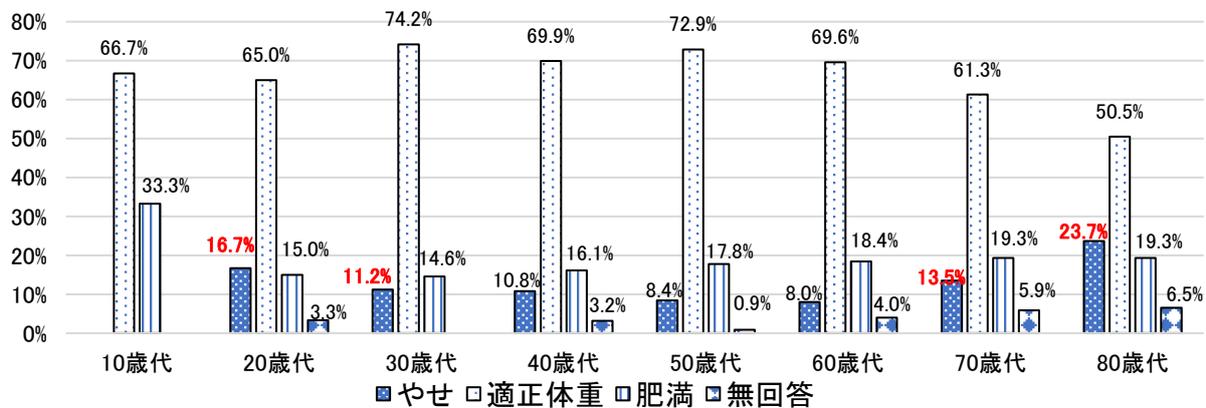


図 3-3 年代別女性体格の現状(R4)

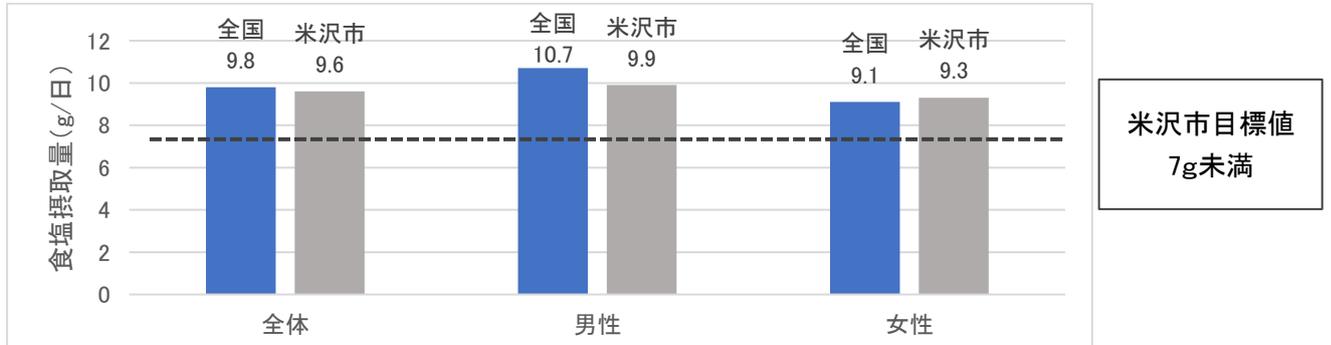


資料:R4 健康に関する意識・生活アンケート(米沢市)

(4) 食塩摂取量の現状(R6)

本市における成人1人あたりの食塩摂取量の平均は9.6gとなり、目標値である7g未満を上回っています。特に女性の摂取量は全国平均よりも高い状況でした。目標値7g/1日を超える割合は男性で91.5%、女性で87.7%と高い結果になりました。

図4-1 成人の1日当たりの食塩摂取量



資料: R5 国民健康・栄養調査(全国)

R6 米沢市特定健診及びはつらつ健診での推定一日食塩摂取量測定結果(米沢市)

図4-2 食塩摂取量の現状(R6)

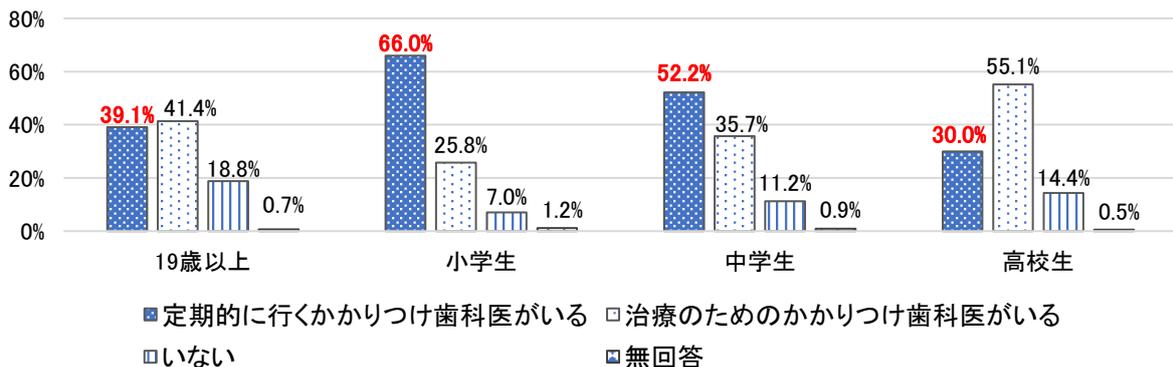


資料: R6 米沢市特定健診及びはつらつ健診での推定一日食塩摂取量測定結果(米沢市)

(5) かかりつけ歯科医の有無の現状

「定期的に行くかかりつけ歯科医がいる」と答えたのは19歳以上の約4割、小学生、中学生では5割を超えているものの、高校生では約3割という結果でした。

図5-1 かかりつけ歯科医の有無



資料: R4 健康に関する意識・生活アンケート(米沢市)

2 食育に関する市民アンケート調査結果から見える現状

計画を策定するにあたり、市民の食育に関する意識等を把握し、現状や課題を整理するため、令和6年9月に食育に関する市民アンケート調査を20歳以上の市民1,000人を対象に実施しました。(回答数468 回収率46.8%)

第3次計画の目標値に関連する項目を中心に一部抜粋し、現状を整理しました。

アンケートの全体版は米沢市
ホームページをご確認ください。

R8.3月
完成予定
二次元コ
ード

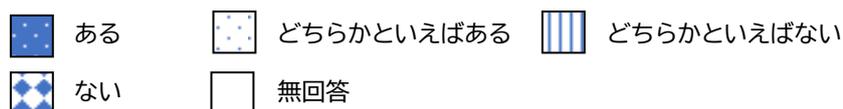
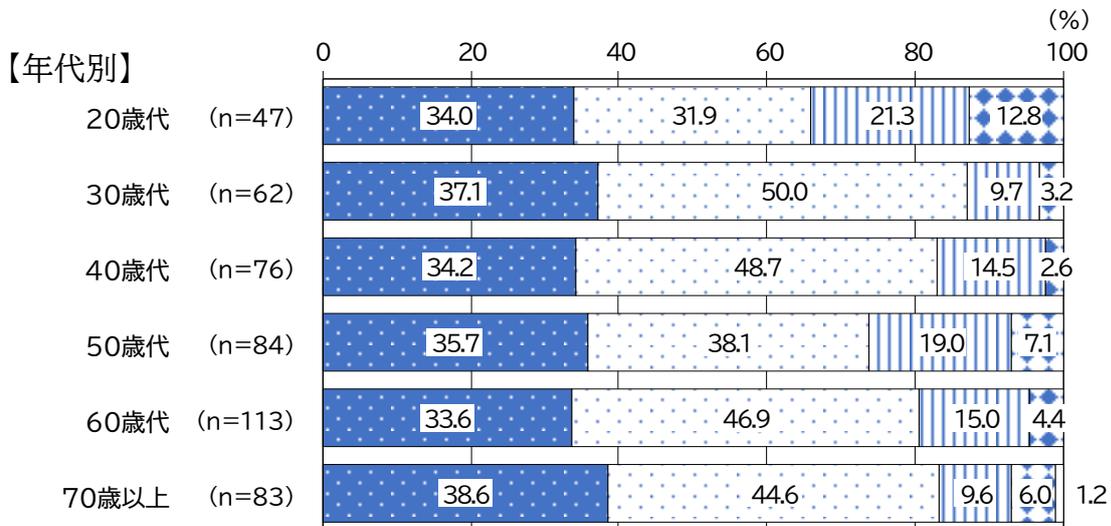
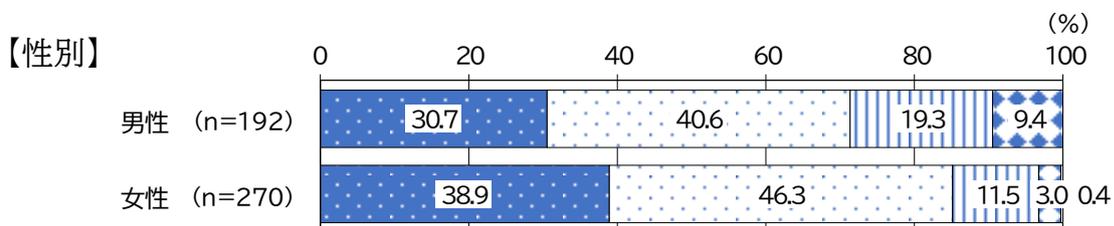
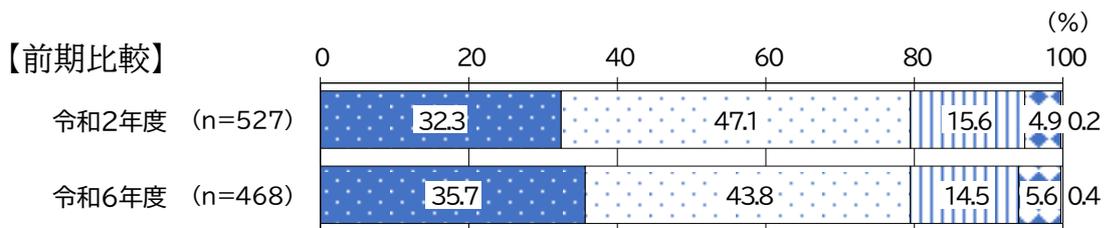
(1)食育について

ア 食育への関心

「ある」と「どちらかといえばある」を『関心がある』とすると、その割合は全体で79.5%となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

性別で見ると、『関心がある』では女性が85.2%と男性71.3%よりも13.9ポイント高くなっています。

年代別で見ると、『関心がある』では30歳代が87.1%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、20歳代が65.9%と最も低く、30歳代87.1%と比べると21.2ポイント低くなっています。



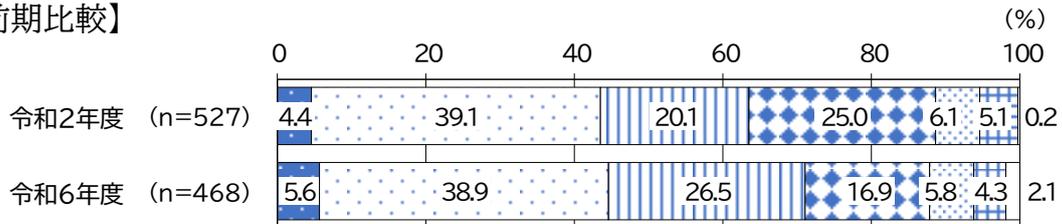
イ 食育に関する行動の有無

「積極的にしている」と「できるだけするようにしている」を『している』とすると、その割合は全体で44.5%となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

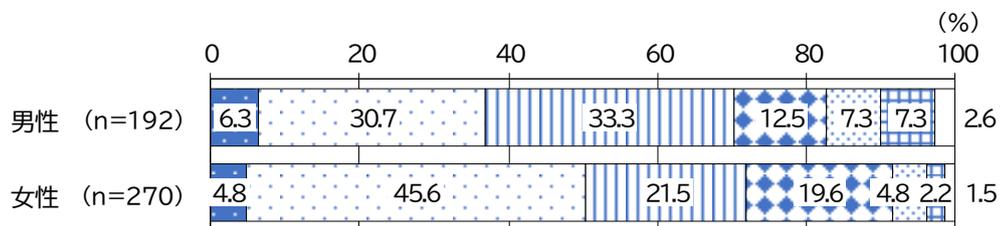
性別で見ると、『している』では女性が50.4%と男性37.0%よりも13.4ポイント高くなっています。

年代別で見ると、『している』では60歳代が53.1%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、20歳代が31.9%と最も低く、60歳代と比べると21.2ポイント低くなっています。

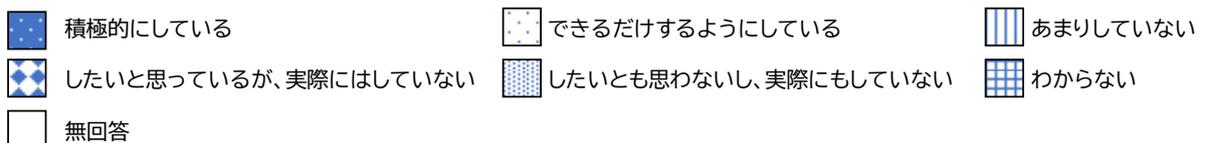
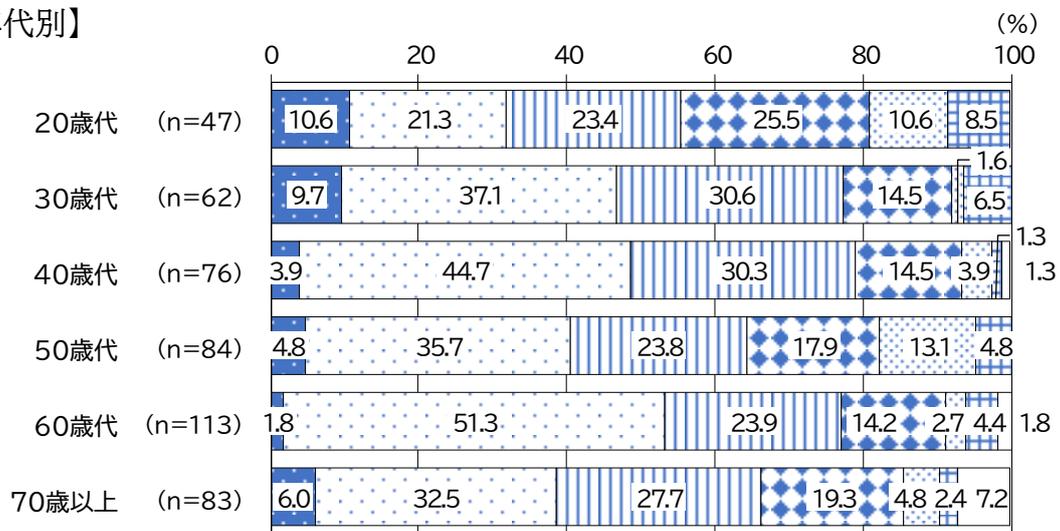
【前期比較】



【性別】



【年代別】



(2)食生活・生活習慣

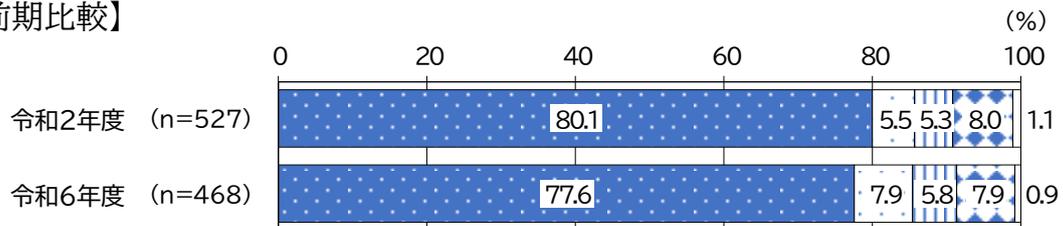
ア 朝食の有無

全体で見ると、「毎日食べる」が77.6%と最も高く、次いで「週に4、5日は食べる」(7.9%)、「ほとんど食べない」(7.9%)、「週に2、3日は食べる」(5.8%)となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

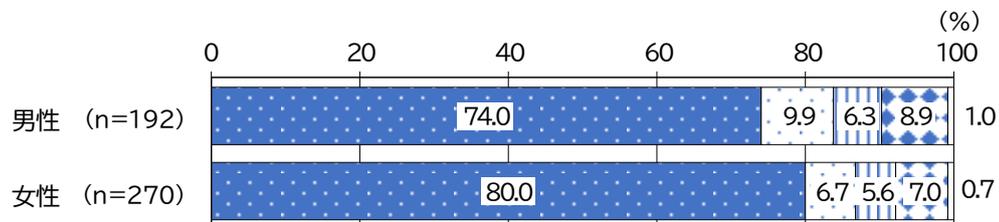
性別で見ると、「毎日食べる」では、女性が80.0%と男性74.0%よりも6.0ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、「毎日食べる」では、20歳代が51.1%と他の年代別と比べ最も低くなっており、年代が下がるにつれ割合が減少する傾向にあります。

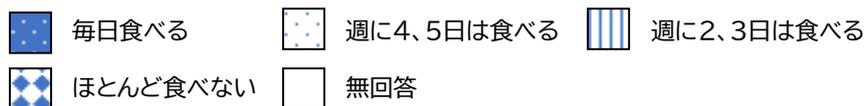
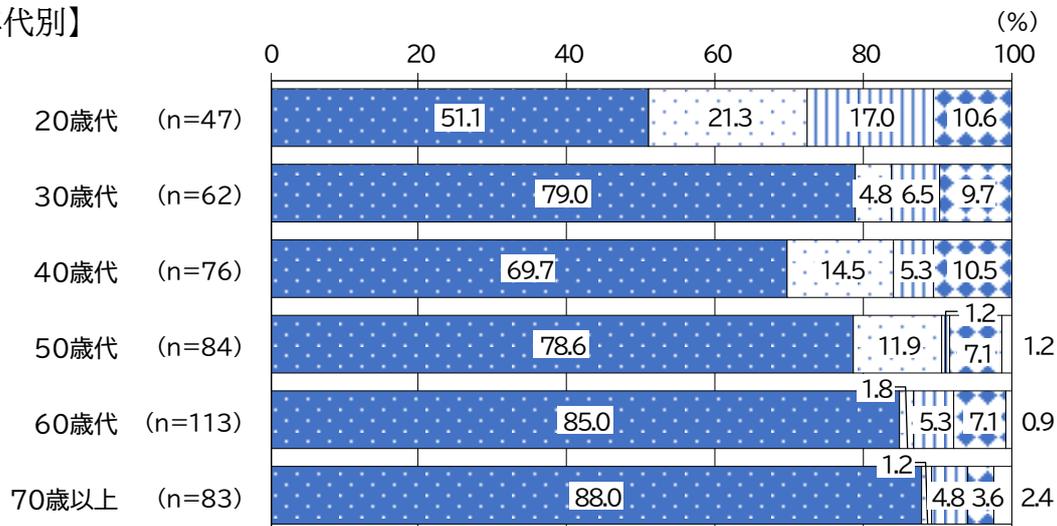
【前期比較】



【性別】



【年代別】



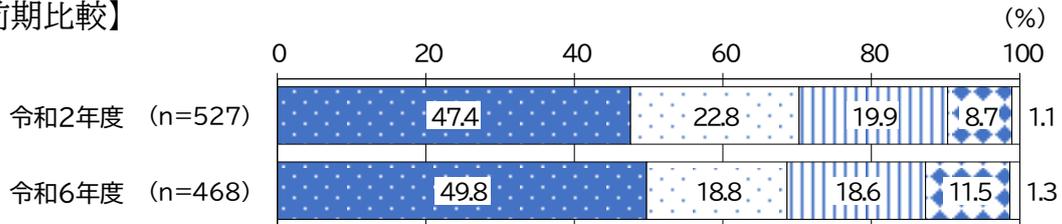
イ 主食・主菜・副菜のそろったバランスのとれた食事をする回数

全体で見ると、「ほぼ毎日」が49.8%と最も高く、次いで「週に4、5日」(18.8%)、「週に2、3日」(18.6%)となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

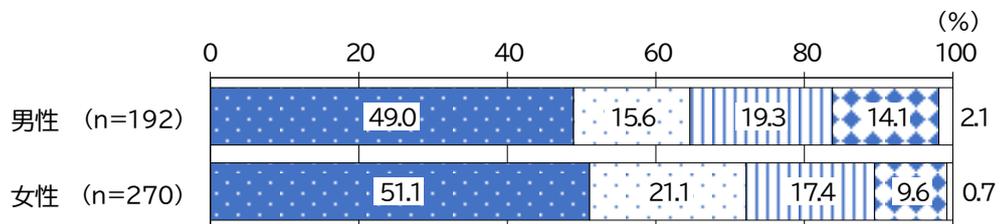
性別で見ると、「ほぼ毎日」では差はみられませんが、「週に4、5日」では女性が21.1%と男性15.6%よりも5.5ポイント高くなっています。

年代別で見ると、20歳代では「ほぼ毎日」が31.9%と他の年代別と比べ最も低く、「ほとんどない」は31.9%と最も高くなっています。

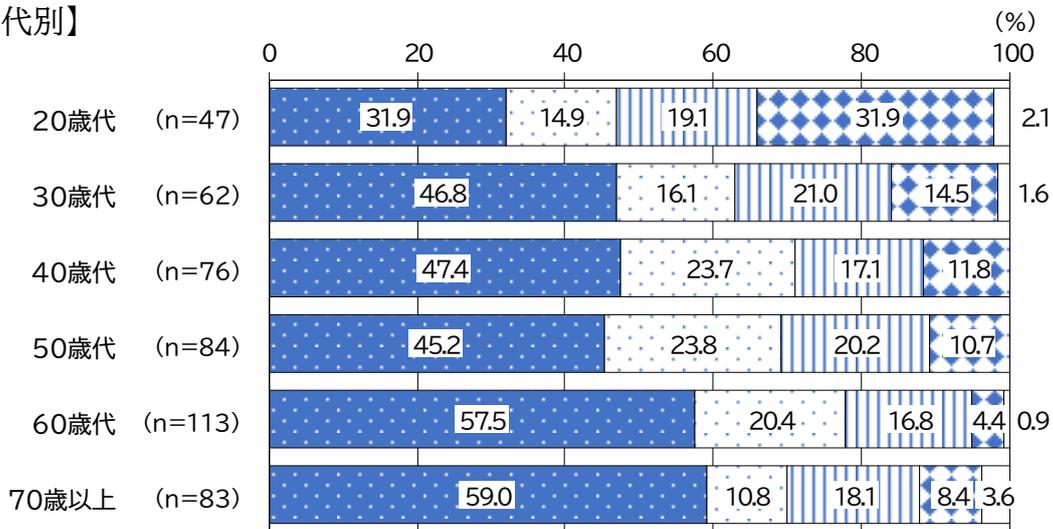
【前期比較】



【性別】



【年代別】



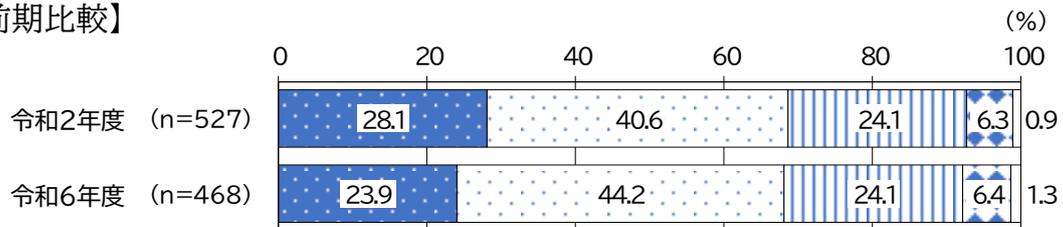
ウ 生活習慣病の予防や改善のために気を付けた食事の実践の有無

「いつも実践している」と「時々実践している」を『実践している』とすると、その割合は全体で68.1%となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

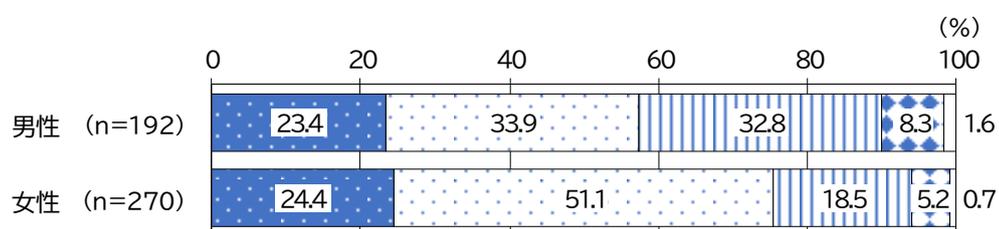
性別でみると、『実践している』では女性が75.5%と男性57.3%よりも18.2ポイント高くなっています。

年代別でみると、『実践している』では60歳代が77.8%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、20歳代が57.4%と最も低く、60歳代と比べると20.4ポイント低くなっています。

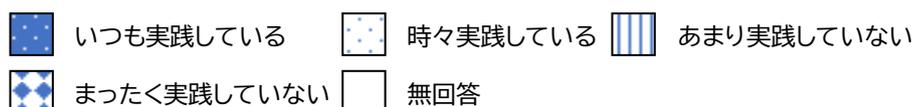
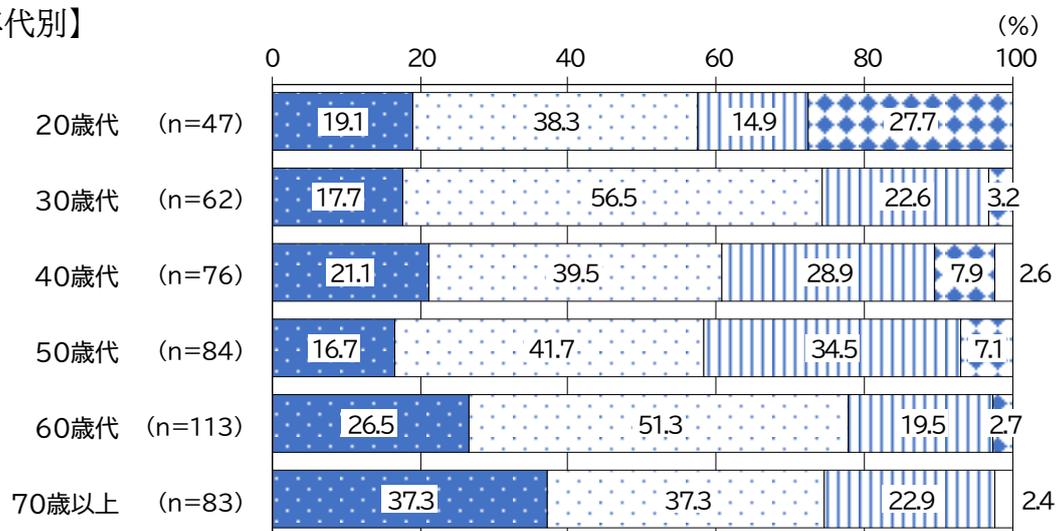
【前期比較】



【性別】

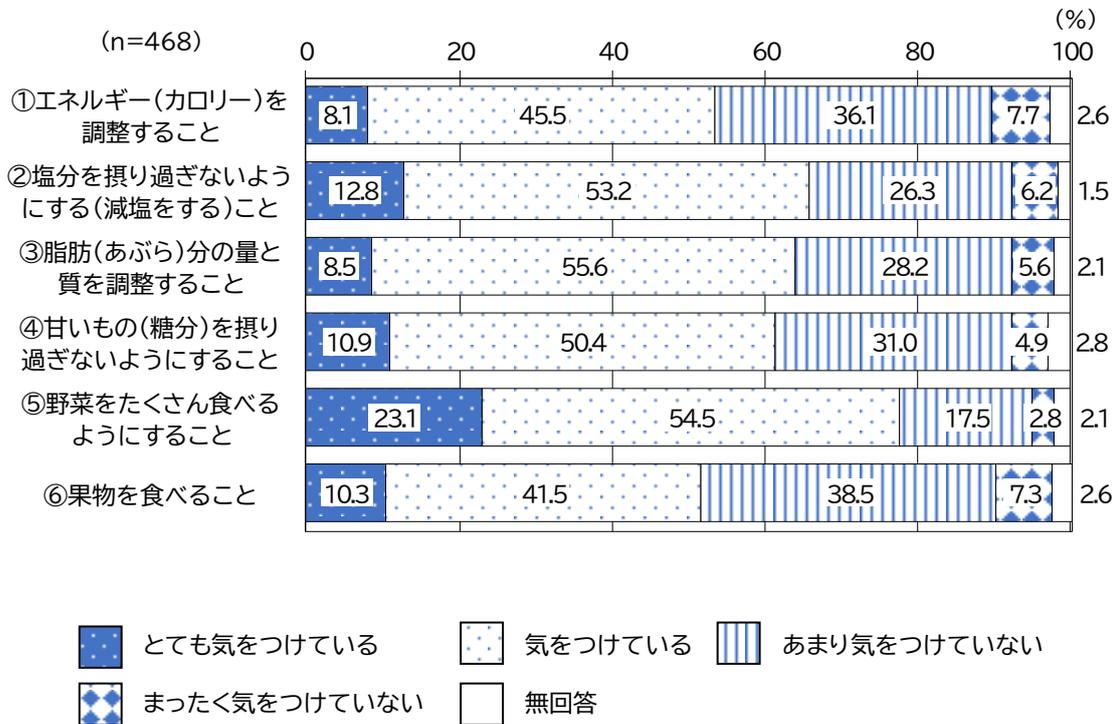


【年代別】



エ 生活習慣病の予防や改善のために実践していること

「とても気をつけている」と「気をつけている」を『気をつけている』とすると、『気をつけている』では「⑤野菜をたくさん食べるようにすること」が 77.6%と最も高く、次いで「②塩分を摂り過ぎないようにする(減塩をすること)」(66.0%)、「③脂肪分(あぶら)分の量と質を調整すること」(64.1%)となっています。また、「⑥果物」が 51.8%と最も低く、「⑤野菜」(77.6%)と比べると 25.8 ポイント低くなっています。



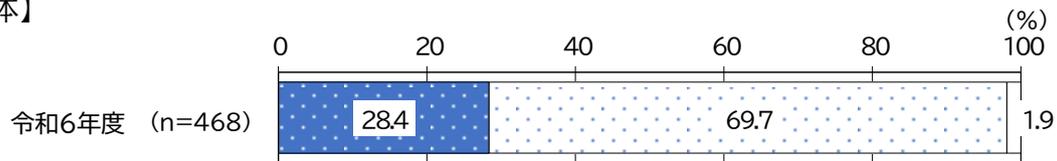
オ 地域や所属コミュニティでの食事会の参加の有無

全体で見ると、「参加していない」が69.7%、「参加した」が28.4%となっています。

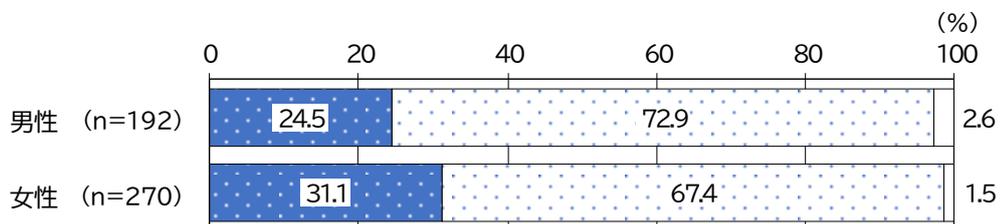
性別で見ると、「参加した」では、女性が31.1%と男性24.5%よりも6.6ポイント高くなっています。

年代別で見ると「参加した」では、40歳代が39.5%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、「参加していない」では20歳代が80.9%とほかの年代と比べ最も高くなっています。

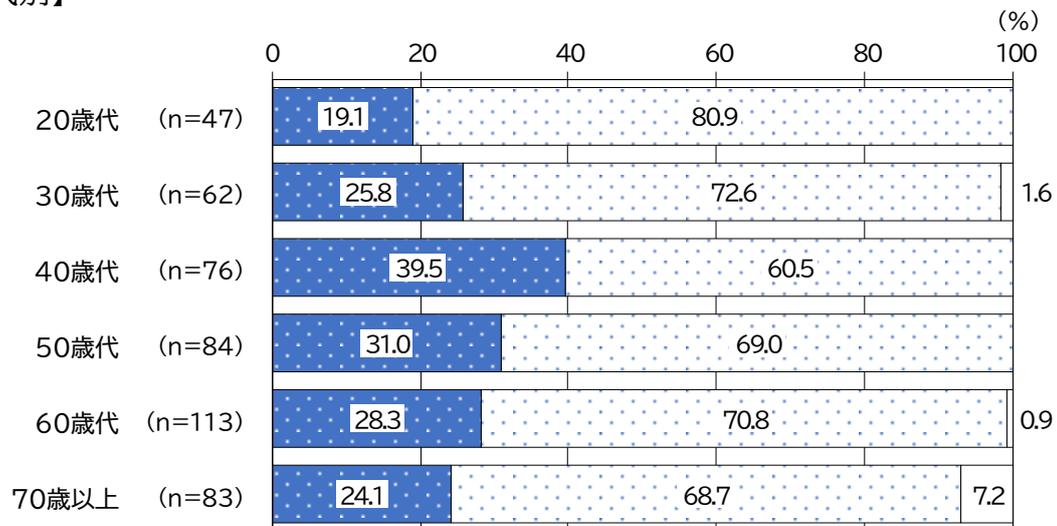
【全体】



【性別】



【年代別】



参加した
 参加していない
 無回答

(3)食品の安全性について

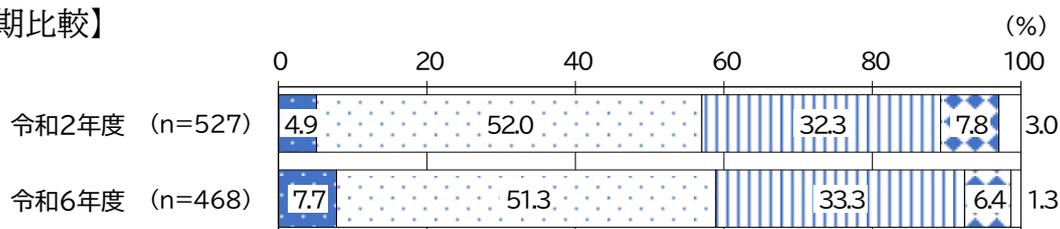
ア 食品の安全性に関する基礎的な知識を理解している人の割合

「よく理解している」と「ある程度理解している」を『理解している』とすると、その割合は全体で59.0%となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

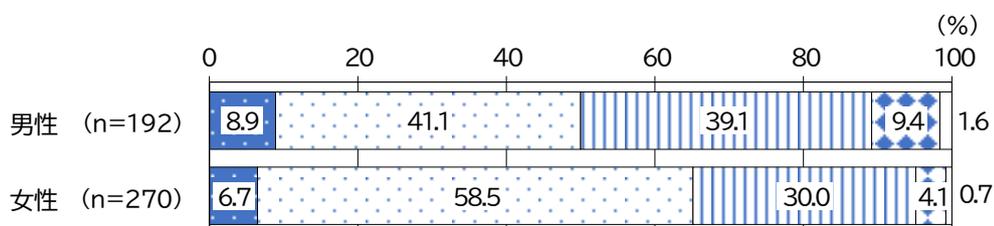
性別で見ると、『理解している』では女性が65.2%と男性50.0%よりも15.2ポイント高くなっています。

年代別で見ると、『理解している』では20歳代が68.0%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、40歳代が51.3%と最も低く、20歳代と比べると16.7ポイント低くなっています。

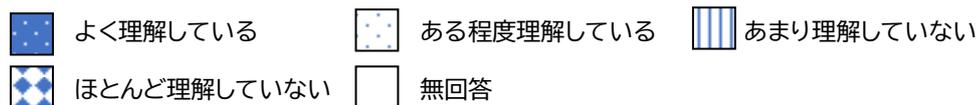
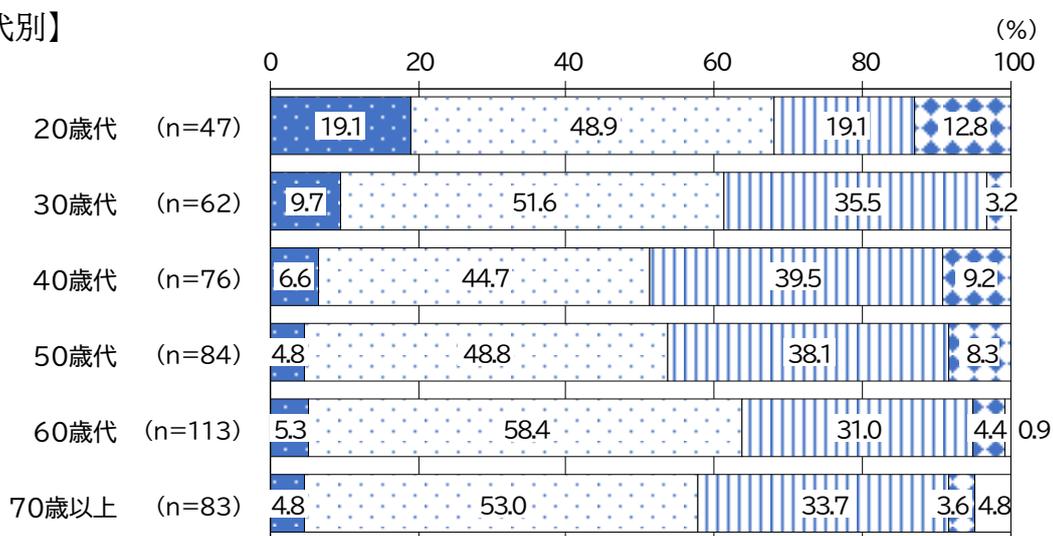
【前期比較】



【性別】



【年代別】



(4)地産地消

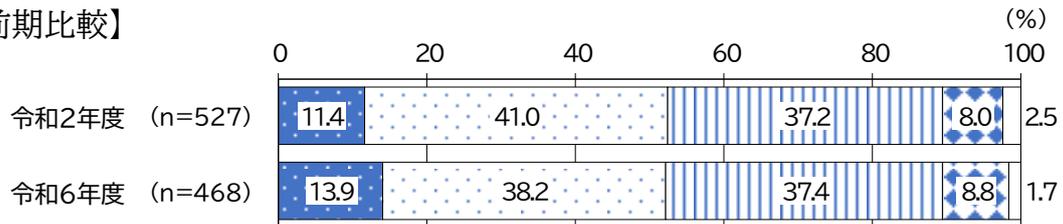
ア 米沢産の農畜産物を意識して食べている人の割合

「意識して食べている」と「ある程度意識して食べている」を『意識して食べている』とすると、その割合は全体で 52.1%となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

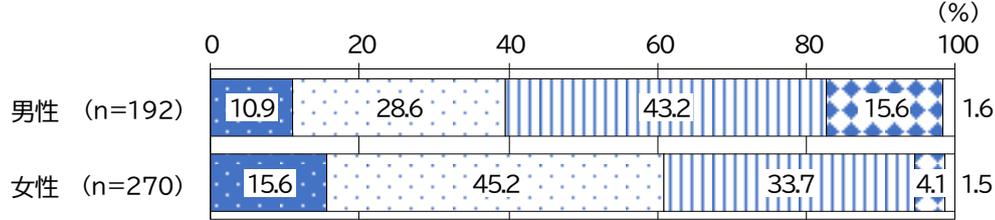
性別で見ると、『意識して食べている』では女性が 60.8%と男性 39.5%よりも 21.3ポイント高くなっています。

年代別で見ると、『意識して食べている』では 60 歳代が 62.8%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、20 歳代が 25.6%と最も低く、60 歳代と比べると 37.2ポイント低くなっています。

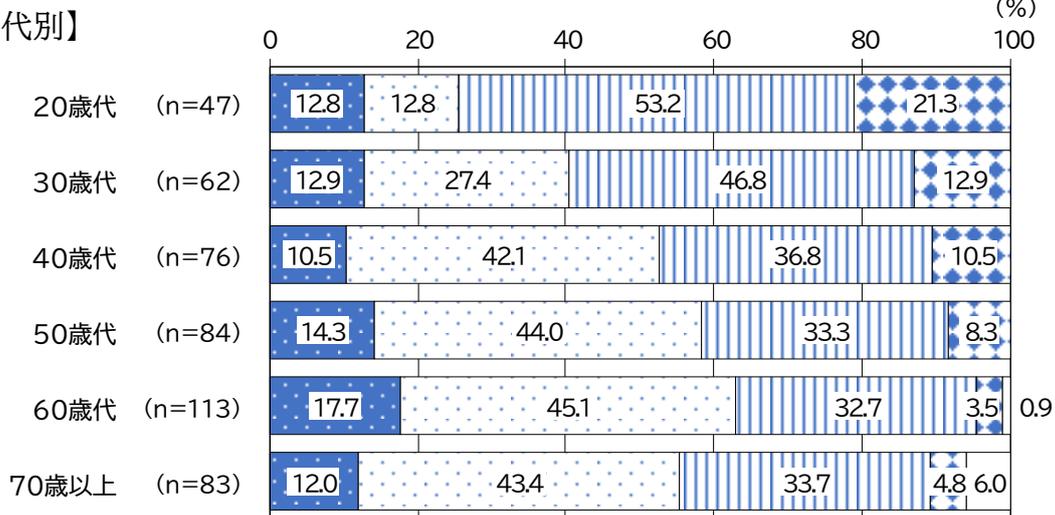
【前期比較】



【性別】



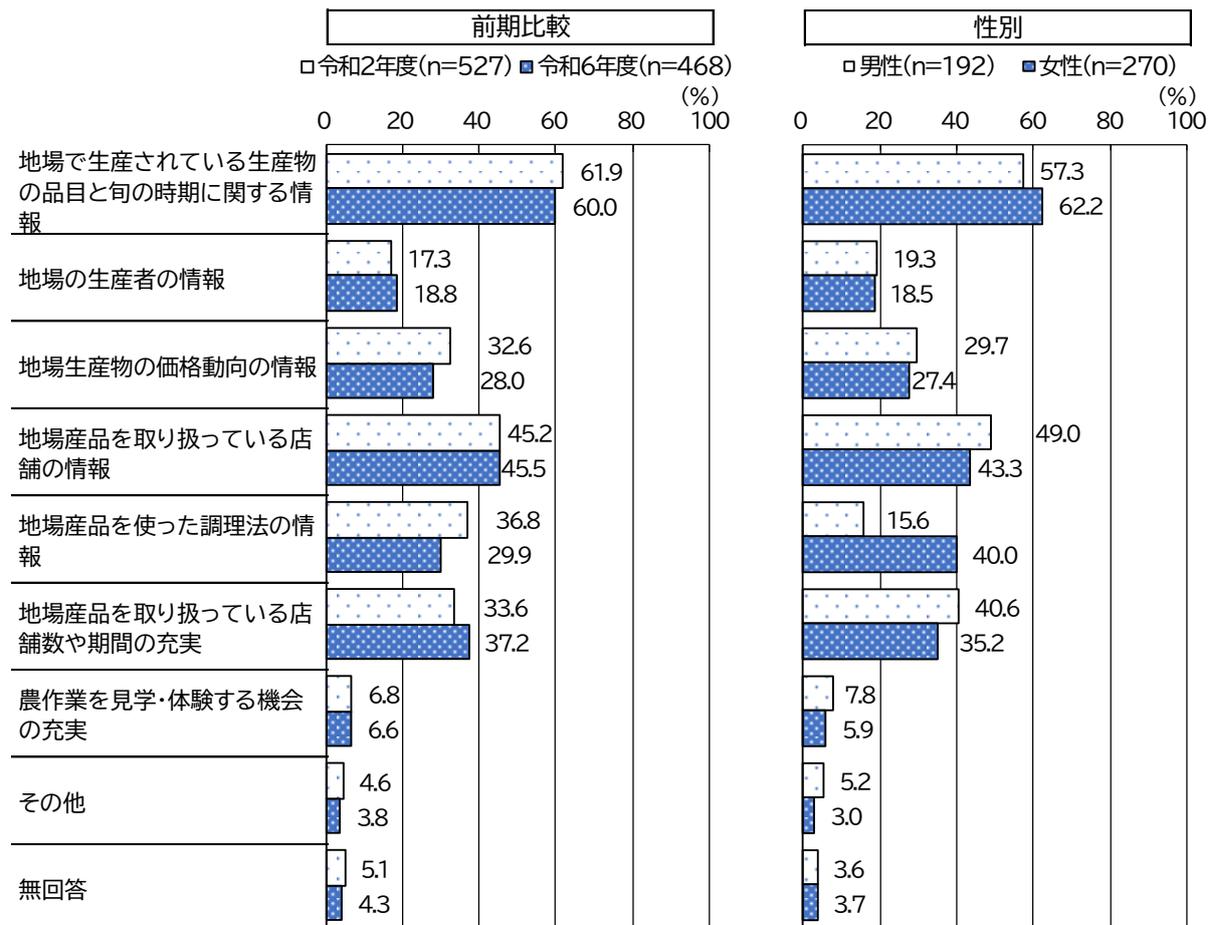
【年代別】



イ 米沢産の農畜産物を購入するようになるために必要なこと

全体で見ると、「地場で生産されている生産物の品目と旬の時期に関する情報」が60.0%と最も高く、次いで「地場産品を取り扱っている店舗の情報」(45.5%)、「地場産品を取り扱っている店舗数や期間の充実」(37.2%)となっています。前期調査と比較すると「地場産品を使った調理法の情報」では6.9ポイント減少しています。

性別で見ると、「地場産品を使った調理法の情報」では、女性が40.0%と男性よりも24.4ポイント高く、「地場産品を取り扱っている店舗の情報」では、男性が49.0%と女性よりも5.7ポイント高くなっています。



「その他」の主な内容の内訳(R6 年度調査分)	
地場生産物についての情報提供	8
売り場の充実	2
価格	5

(複数回答)

(5)食品ロスについて

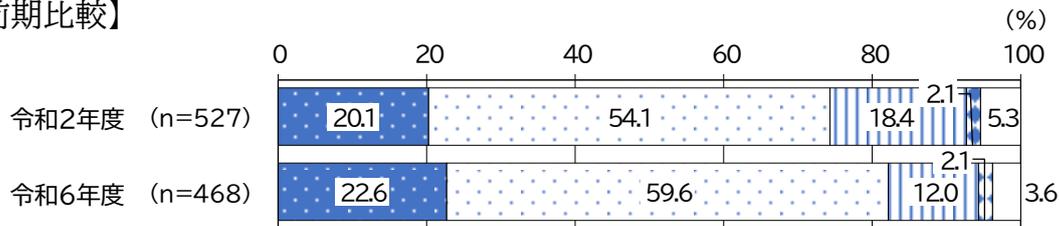
ア 食品ロスを減らす努力の有無

「十分している」と「ある程度している」を『している』とすると、『している』の割合は全体で82.2%となっており、前期調査と比較すると8.0ポイント高くなっています。

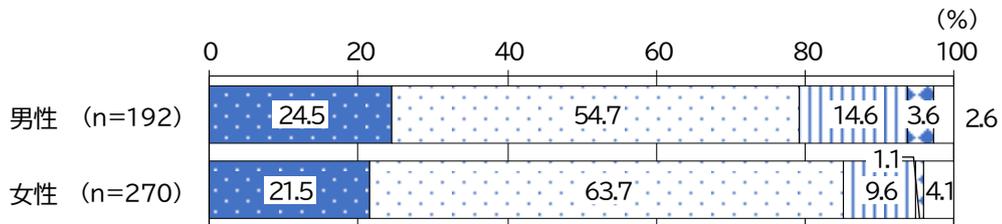
性別で見ると、『している』では女性が85.2%と男性79.2%よりも6.0ポイント高くなっています。

年代別で見ると、『している』では60歳代が87.6%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、70歳以上が68.7%と最も低く、60歳代87.6%と比べると18.9ポイント低くなっています。

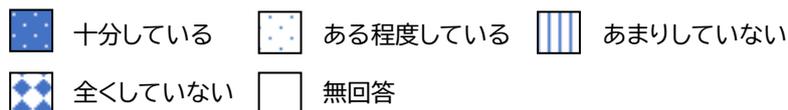
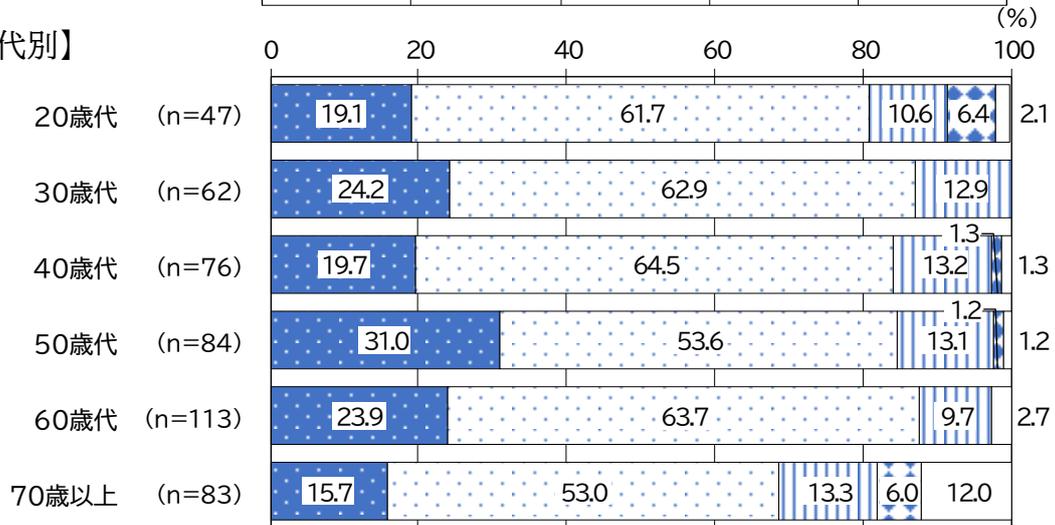
【前期比較】



【性別】



【年代別】



「食品ロスを減らす努力」の主な内容(R6 年度調査分)	
必要な分だけ購入・調理している	130
食事を残さない・使い切れるように工夫している	96
賞味期限の近いものや割引品を積極的に購入している	21
消費・賞味期限に注意している	18
食品ロスがないように調理している	8

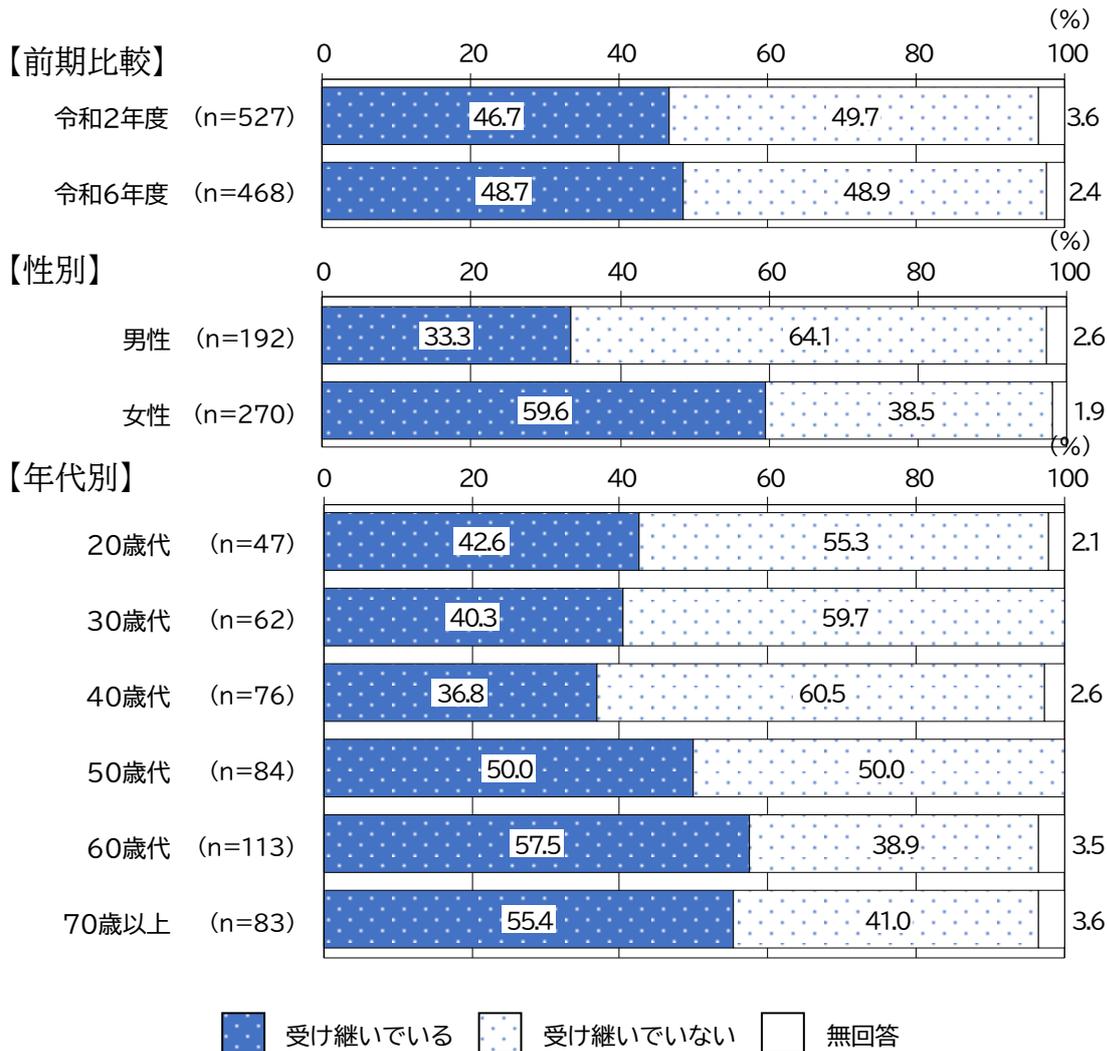
(6)食文化について

ア 郷土料理や伝統料理、地域や家庭の料理や味、食べ方・作法を受け継いでいる人の割合

全体でみると、「受け継いでいない」が48.9%、「受け継いでいる」が48.7%となっており、前期調査と比較すると同程度の割合となっています。

性別でみると、「受け継いでいる」では、女性 59.6%と男性 33.3%よりも 26.3 ポイント高くなっています。

年代別でみると、「受け継いでいる」では、60歳代が57.5%とほかの年代と比べ最も高くなっています。また、40歳代が36.8%と最も低く、60歳代57.5%と比べると20.7ポイント低くなっています。

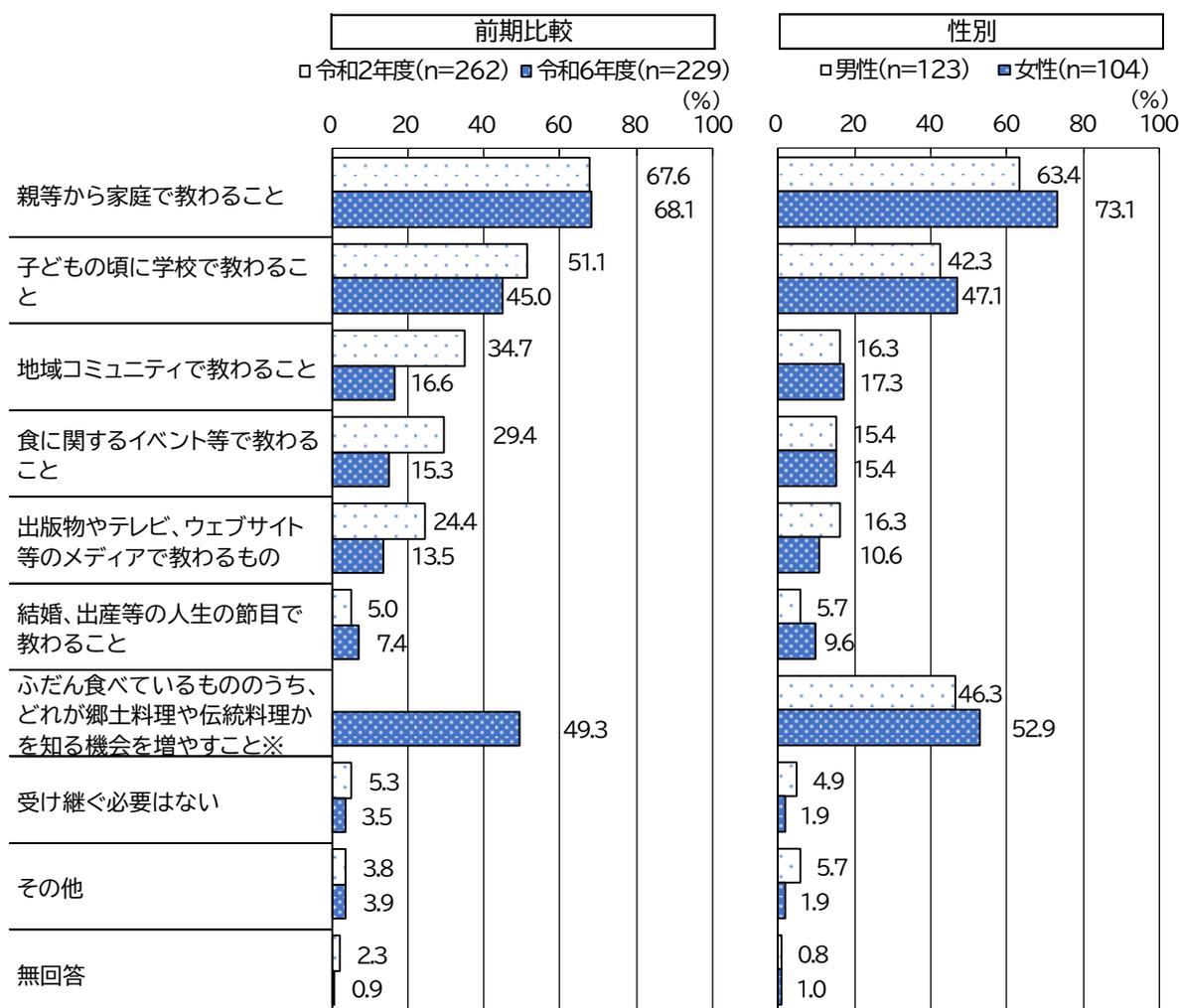


「受け継いでいる」の主な内容の内訳(R6 年度調査分)	
郷土料理・伝統料理	84
食べ方・作法について	30
地域や家庭で受け継がれてきた味付け	15
年中行事の作法・食べ物	11

イ 郷土料理や伝統料理、地域や家庭の料理や味、食べ方・作法を受け継ぐために必要なこと

全体で見ると、「親等から家庭で教わること」が68.1%と最も高く、次いで「ふだん食べているもののうち、どれが郷土料理や伝統料理かを知る機会を増やすこと」(49.3%)、「子どもの頃に学校で教わること」(45.0%)となっています。前期調査と比較すると、「子どもの頃に学校で教わること」では6.1ポイント、「地域コミュニティで教わること」では18.1ポイント、「食に関するイベント等で教わること」では14.1ポイント、「出版物やテレビ、ウェブサイト等のメディアで教わるもの」では10.9ポイントそれぞれ減少しています。

性別で見ると、「親等から家庭で教わること」では、女性が73.1%と男性63.4%よりも9.7ポイント高く、「出版物やテレビ、ウェブサイト等のメディアで教わるもの」では、男性が16.3%と女性10.6%よりも5.7ポイント高くなっています。



※「ふだん食べているもののうち、どれが郷土料理や伝統料理かを知る機会を増やすこと」は前期調査時にはなかった項目のため前期比較なし

「その他」の主な内容の内訳(R6年度調査分)	
食べやすくする	2
触れる機会を作る	2

(複数回答)

ウ 受け継がれていると思う、受け継ぎたいと思う郷土料理や伝統料理

①知っている料理では、「芋煮」が 90.2%と最も高く、次いで「鯉料理(うま煮など)」(76.5%)、「冷や汁」(75.2%)となっています。

②食べたことがある料理では、「芋煮」が 91.2%と最も高く、次いで「鯉料理(うま煮など)」(84.0%)、「冷や汁」(77.6%)、「だし」(77.6%)となっています。

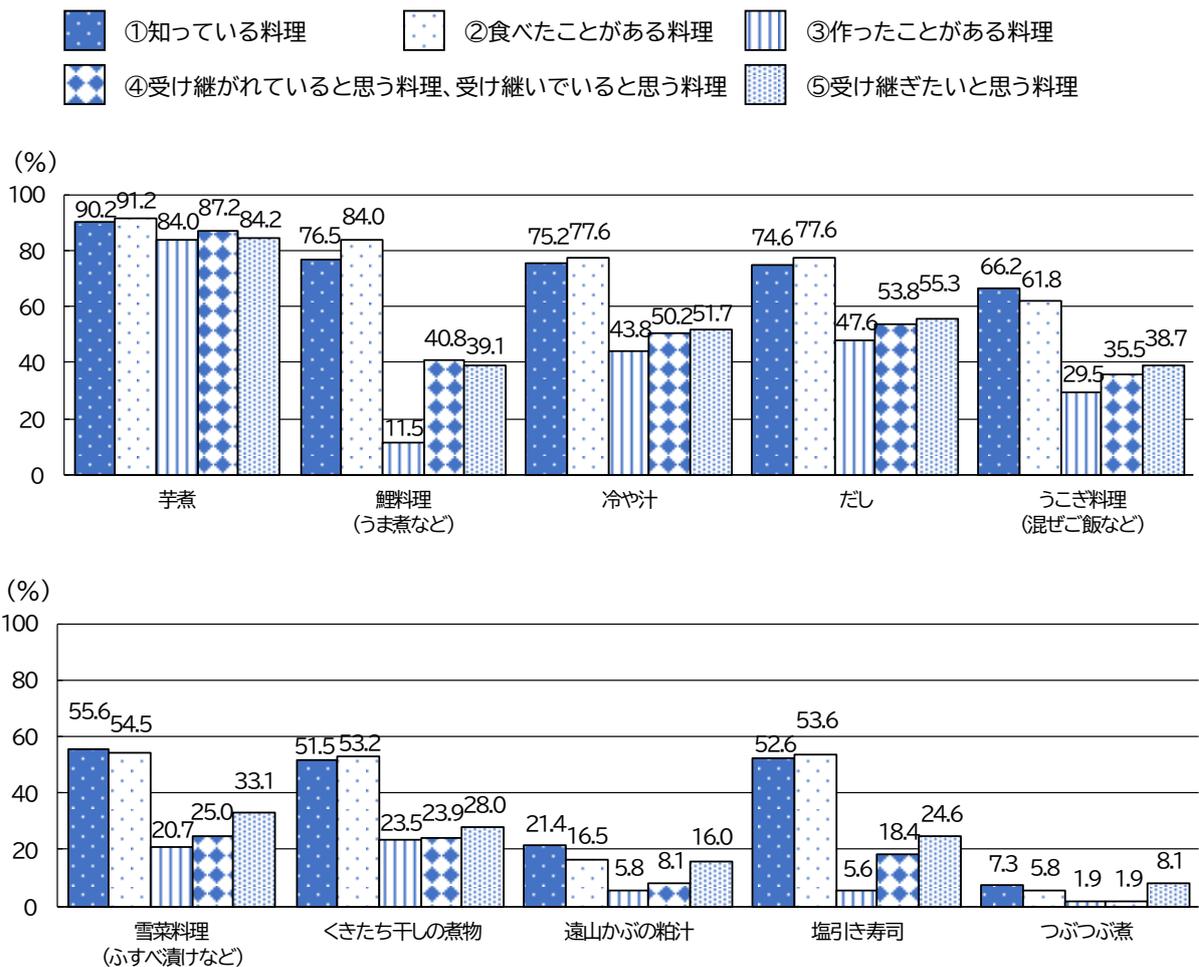
③作ったことがある料理では、「芋煮」が 84.0%と最も高く、次いで「だし」(47.6%)、「冷や汁」(43.8%)となっています。

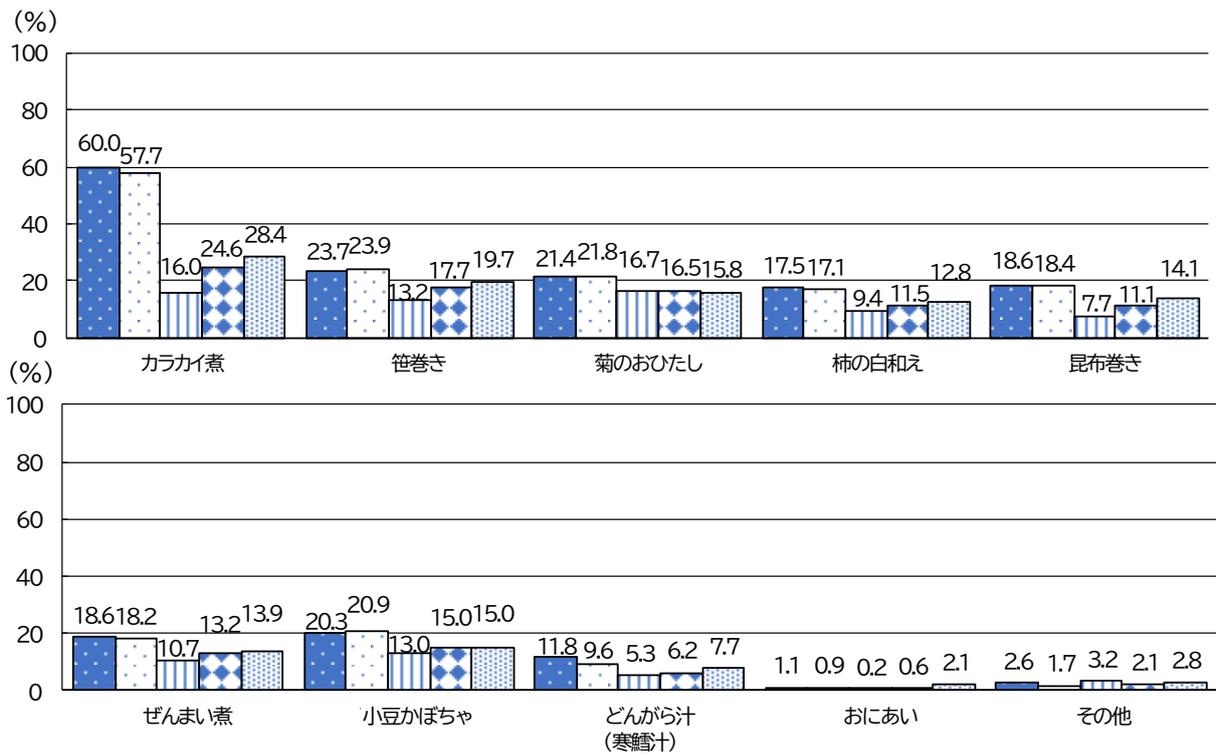
④受け継がれていると思う料理、受け継いでいると思う料理では、「芋煮」が 87.2%と最も高く、次いで「だし」(53.8%)、「冷や汁」(50.2%)となっています。

⑤受け継ぎたいと思う料理では、「芋煮」が 84.2%と最も高く、次いで「だし」(55.3%)、「冷や汁」(51.7%)となっています。

①～⑤のすべての設問で「芋煮」が最も高くなっており、①知っている、②食べたことがある割合は 9 割を超え、③作った経験がある、④受け継がれている、⑤受け継ぎたいと思う割合は 8 割を超えています。

また、「芋煮」のほかに選択肢として挙げられていた下記の「鯉料理」から「カラカイ煮」では、「遠山かぶの粕汁」、「つぶつぶ煮」を除いたすべての項目で①知っている、②食べたことがある割合が 5 割を超えています。ただし、これらの⑤受け継ぎたい割合は①知っている割合から約 20～40 ポイントほど下がった割合となっています。





【その他の内訳】

①知っている料理					
ひょう干し煮	3	なす干し煮	1	りんご漬け	1
鮭粕煮	2	なすのずんだ和え	1	わらびの一本漬け	1
山菜の煮物	2	にしんの味噌煮	1	蕎麦	1
ひょうのお浸し	2	樺鱈煮	1	納豆汁	1
丸茄子の漬物	2	ぼたもち	1	にしんの味噌煮	1
ひょう干	1	ゆべし	1		
②食べたことがある料理					
ひょう干し煮物	2	なす干し煮	1	紅玉のりんご漬け	1
鮭粕煮	2	ひょうのお浸し	1	大根葉の汁物	1
山菜の煮物	2	もってのほか	1		
丸茄子の漬物	3	ゆべし	1		
③作ったことがある料理					
丸茄子の漬物	5	鮭粕煮	2	作ったことはない	7
山菜の煮物	2	ひょうのお浸し	1		
ひょう干し煮物	2	ゆべし	1		
④受け継がれていると思う料理、受け継いでいると思う料理					
山菜の煮物	2	ひょう干し煮	1	ゆべし	1
丸茄子の漬物	3	山菜の天ぷら	1	興味無し	1
ひょうのお浸し	1	鮭粕煮	1	受け継いでいない	3
⑤受け継ぎたいと思う料理					
丸茄子の漬物	5	ゆべし	1	山菜料理	1
山菜の煮物	2	紅玉のりんご漬け	1	ラーメン	1
ひょう干し煮	1	鮭粕煮	1	特ごなし	3

3 第3次米沢市食育推進計画の目標と実績

これまでの取組の成果を現状値と目標値との差で示した表です。
達成した項目は14項目のうち5項目(35.7%)となりました。

指標		①策定時 (R2年度)	②目標値 (第3次)	③現状値 (R6年度)	③-② 目標値 との差	(参考) ③-① 前回から の状況	
1	食育に関心を持っている人の割合 ^{※1}	79.4%	90%以上	79.5%	△10.5	0.1↑	
2	食育に関する何らかの活動や行動をしている人の割合 ^{※1}	43.5%	66%以上	44.5%	△21.5	1.0↑	
3	朝食を毎日食べる人の割合 ^{※1、※2}	小学6年生	96.2%	100%	93.7%	△6.3	△2.5↓
		中学3年生	96.9%	100%	95.7%	△4.3	△1.2↓
		20歳以上	80.1%	85%以上	77.6%	△7.4	△2.5↓
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合 ^{※1}	47.4%	70%以上	49.8%	△20.2	2.4↑	
5	生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活を実践している人の割合 ^{※1}	68.7%	75%以上	68.1%	△6.9	△0.6↓	
6	学校給食における交流給食の実施回数(児童生徒1人あたり) ^{※3}	0.83回	1回以上	1.1回	0.1回 (達成)	0.27回↑	
7	学校給食における置賜産農産物共同購入対象品目 ^{※4}	12品目	15品目	17品目	2品目 (達成)	5品目↑	

指標		①策定時 (R2年度)	②目標値 (第3次)	③現状値 (R6年度)	③-② 目標値 との差	(参考) ③-① 前回から の状況
8	学校給食における郷土料理の提供回数 (1校あたり) ※3	3.8回	4回以上	6.1回	2.1回 (達成)	2.3回↑
9	食農教育活動事業数※5	28回	28回以上	22回 (R5)	△6回	△6回↓
10	保育所・幼稚園における食育の実施率※6	100%	100%	100%	達成	0.0
11	食の安全に関する知識を持っている人の割合※1	56.9%	80%以上	59.0%	△21.0	2.1↑
12	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している人の割合※1	46.7%	70%以上	48.7%	△21.3	2.0↑
13	米沢産の農産物を意識して食べている人の割合※1	52.4%	70%以上	52.1%	△17.9	△0.3↓
14	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合 ※1	74.2%	80%以上	82.2%	2.2 (達成)	8.0↑

※1 食育に関する市民アンケート調査(市調査)

※2 全国学力・学習状況調査(国調査)

※3 米沢市教育委員会調査(市調査)

※4 米沢市産業部農業振興課実績(市調査)

※5 食農教育事業の実施状況調査(県調査)

※6 保育園・認定こども園等への聞き取りにて確認(市調査)

4 第3次米沢市食育推進計画の現状と課題及び考察

「食」を取り巻く現状や生活環境に関する統計データ、令和6年9月に実施した食育に関する市民アンケート調査及び第3次計画の目標と実績等を基に、食育全体と基本施策ごとの現状と課題をまとめ、第4次計画の策定に向け以下のとおり考察しました。

食育全体について

計画全体の根幹となる「食育に関心を持っている人」の割合は第3次計画策定時と同水準で推移したものの、目標達成には至りませんでした。このことから、市民への食育の啓発活動や実践促進に関する取り組みが一定の成果を挙げる一方、さらに広範な層へ関心が広がるような工夫が求められている状況が見受けられます。今後においては、ライフステージをはじめとしたターゲット別の効果的な施策展開を図り、より多くの市民が食育に関心を持ち、主体的に取り組むことができるような施策を展開していくとともに、関係機関や団体と連携し、多様な角度からの食育推進活動を充実させることが重要です。

基本施策1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

「朝食を毎日食べる人の割合」は、どの年代においても目標値には及ばず、第3次計画策定時と比較するとほぼ同水準での推移となりました。朝食の欠食は、生活習慣の乱れや健康への影響が懸念される重要な課題であり、継続的な取り組みが必要です。

栄養状態を把握するうえで、体格(BMI)は重要な指標となり、適正体重を維持していくことが重要となります。肥満は糖尿病、高血圧などの生活習慣病のリスクを高めます。特に40～60歳代の男性では肥満の割合が4割前後になっており、特に注意が必要です。肥満に加え、若い女性のやせや高齢者の低栄養・フレイル(虚弱)も重要な課題です。女性のやせは、貧血や骨量低下、低出生体重児の出産リスクを高める要因となります。20～30歳代の女性は他の年代に比べ、やせの割合が高くなっています。低栄養やフレイル(虚弱)は生活の質を低下させます。70～80歳代でもやせの割合は高くなっています。各世代の課題に対して、ライフステージに応じた適切な食生活の実践が必要です。

健康な体を維持していくためには、栄養バランスのとれた食事を摂ることも重要です。「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事している人の割合」は、目標値には及びませんでした。増加傾向にあります。今後も引き続き、栄養バランスのとれた食事の実践に向け、啓発を行っていく必要があります。

さらに、「生活習慣病の予防や改善のための食事」における課題としては、食塩摂取量が依然として多い状況が挙げられます。食塩の過剰摂取は、血圧の上昇やそれに伴う生活習慣病のリスクを増大させる要因となるため、その改善に向けて特に注目し、減塩を推進する施策を進めていく必要があります。

特に高齢者では、口腔内の状態は栄養状態に影響を及ぼすため、引き続き歯と口腔の健康づくりを推進する必要があります。

健康長寿につながる食育を推進するために、全世代で望ましい食習慣を身に付け、健康な体を維持していくことが必要です。

基本施策2 豊かな心と感謝の心を育む食育の推進

新型コロナウイルス感染症の影響で生活行動や働き方に大きな変化が生じました。このような状況において、友人や身近な人々と共に食事を楽しむことの喜びや価値を改めて認識する機会となりました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、現在では感染症流行以前の活動が再開され、「交流給食の実施回数」は目標を達成しました。また、「学校給食における置賜産農産物共同購入対象品目」と「郷土料理の提供回数」は前回から増加し、目標を

達成しました。「保育所・幼稚園における食育の実施率」は引き続き 100%で目標を達成しています。「食農教育」は、実施回数が減少していますが、地域の農業や食文化への理解を深めるとともに、食材の生産から消費に至るまでの過程を学ぶことは重要です。

家庭、学校、地域は食育実践の重要な場であり、それぞれの特性を生かし、食が自然の恵みや生産者等に支えられていることへの理解を深める食育を引き続き推進する必要があります。

また、家庭やコミュニティでの共食は、交流の場であるとともに、健康的で規則正しい食生活の維持に寄与する重要な要素です。しかし、近年、核家族化の進行や高齢者の単独世帯の増加、さらにはライフスタイルの変化に伴う「孤食の増加」が深刻な課題となっています。特に、高齢世代においてはフレイル予防の観点から孤食の影響が顕著であり、低栄養のリスクを高める要因となっています。このため、こども食堂や地域食堂、高齢者の通いの場などのコミュニティは、地域のつながりや食を通じた交流を生み出す場として大きな役割を果たしています。これらのコミュニティの情報提供等から、食を通じた交流の促進を行うことが重要です。

基本施策3 食を守り、次世代へつなぐ食育の推進

食品ロス問題や環境問題が懸念される中、環境負荷を低減し、持続可能な社会の実現を目指す必要があります。市民一人ひとりが食を選択する知識と行動力を持ち、受け継がれてきた食と食文化を守り、次世代へつなぐための取組を推進してきました。

しかし、「食の安全の知識を持つ人の割合」、「伝統料理や作法等を継承している人の割合」、「米沢産の農産物を意識して食べている人の割合」は第3次計画策定時と現状値と比較するとほぼ同水準での推移ではありましたが、いずれも目標値に達していませんでした。一方で、「食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合」は8ポイント上昇し、目標を達成しました。

近年では、豪雨や猛暑による大規模な不作など、食料需給ひっ迫が深刻化しており、環境負荷に配慮した食育活動の重要性が高まっています。食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、多くの関係者によって食が支えられていることを理解することが大切です。また、地産地消を通じて消費者と地域の生産者が「顔の見える関係」を築くことは、地域の活性化や流通コストの削減、地元への理解促進などの効果が期待されます。

食品の安全性に関する知識は、健康を守り、安心して食生活を営むために必要です。食品表示を正しく読み取る力や食中毒予防の知識は、適切な食材選びと安全・安心な食生活を支える基盤となるため、具体的で分かりやすい情報提供や啓発活動を強化します。

さらに世帯の多様化により、食文化を次世代に受け継ぐ意識や機会が減少しており、受け継いでいると答えた人も約半数と少ない現状となりました。アンケートの結果から、郷土料理等を受け継ぐためには、家庭や学校での伝承やどれが郷土料理であるのかを知ることが必要とされています。本市の豊かな資源から生み出される地場産物や郷土料理について、家庭や学校など様々なつながりの中で学ぶことが大切です。

第3章 食育推進の考え方

第3章 食育推進の考え方

1 基本理念

食は生きていくために欠かせない最も重要なものですが、食を取り巻く環境は社会情勢やライフスタイルなど、時代の流れの中で大きく変化し、人々の健康や暮らしに大きな影響が出ています。同時に、地産地消や食品ロスの削減をはじめとした循環型社会の推進など持続可能な環境に配慮した社会の実現が求められています。

このような中で、市民一人ひとりが主体的に自らの健康について考え、食の大切さを学び、健やかで豊かな心と体を育むために、家庭・学校・地域がそれぞれの特性を活かした食育を推進し、健康長寿日本一を目指します。

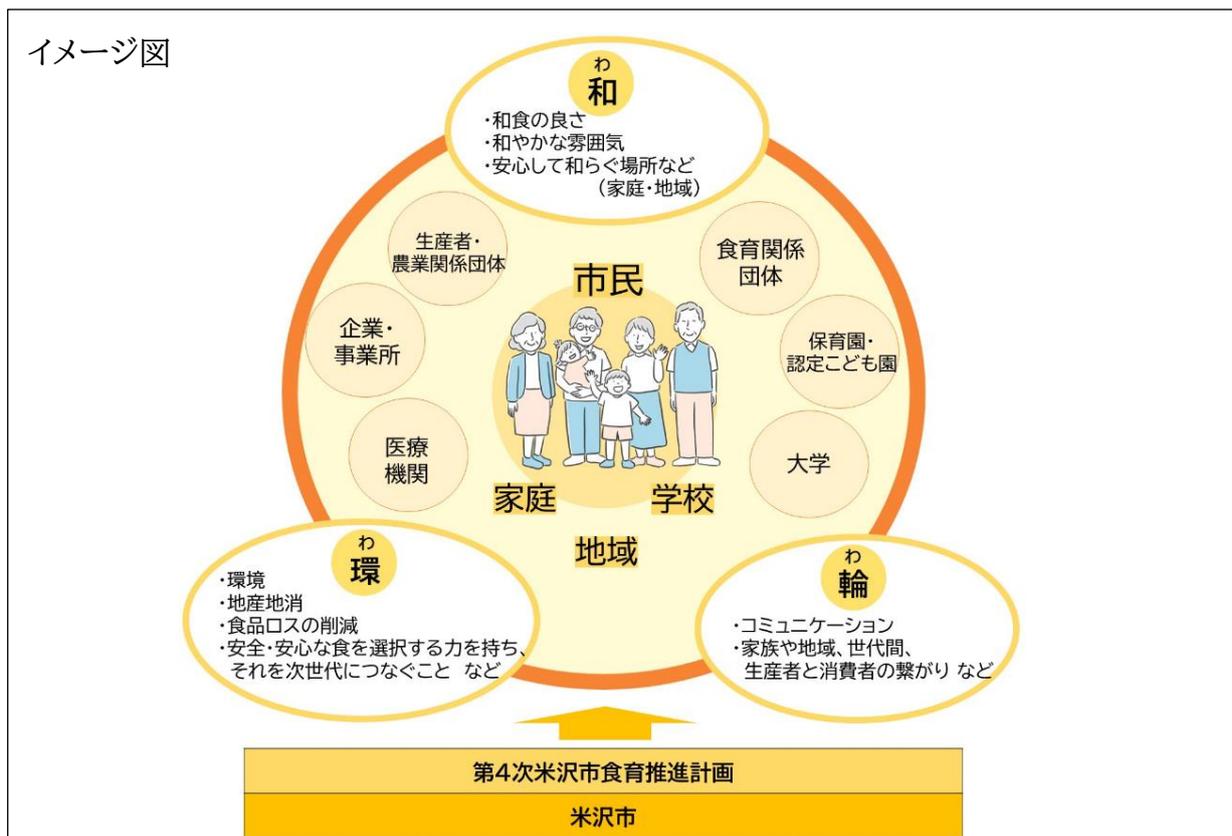
2 スローガン

なせば成る 広げてつなぐ 食育の「和×輪×環」

第3次計画では、食を通じて和やかな雰囲気と和らぐ場所を創る「和」をもって、世代間、地域内、生産者と消費者がつながる「輪」を創るという意味を込めた『「和」を「輪」で創るよねざわの食育』をスローガンに、食育を推進してきました。

本計画では、第3次計画における「和」や「輪」の考え方を引継ぎつつ、近年特に環境負荷に配慮した食育活動の重要性が高まっていることを踏まえ、環境や循環を意味する「環」を新たに加えました。この3つの「わ」を組み合わせ、「和×輪×環」と表現しました。

さらに、このスローガンは、上杉鷹山公の「なせば成る」の精神を礎に、一人ひとりの食育活動をさらに広げ、様々な食育を支える人との関わりや世代を超えたつながりを深めていくことを目指しています。それぞれの「わ」が相互に作用し、掛け合わさることで生み出される相乗効果によって、食育を通して持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進します。



3 食育推進のための役割

食育推進の主役は市民です。それは「食育」が、生きる上での基本であり、市民一人ひとりが関心を持ち、日常生活の中で積極的に実践するものだからです。

そのため、食育の推進に当たっては、主役である市民はもちろん、家庭や学校等、関係団体、地域、行政(米沢市)が、それぞれの役割に応じた活動に主体的に取り組み、市民運動として連携・協働しながら推進していきます。

(1)市民

市民は、一人ひとりが主体的に自らの健康について考え、食の大切さを学び、健やかで豊かな心と体を育むために、食に対する正しい知識と理解を深め、自ら判断し実践しましょう。また、家庭や学校等、関係団体の一員としても自主的・積極的に食育に取り組むとともに、地域、行政が実施する施策に積極的に参加しましょう。

(2)家庭

家庭は、生涯を通して望ましい食習慣を実践する場であり、食育の場として重要な役割を担っています。子どもの頃から楽しく食べる環境づくりに配慮するとともに、共食の中で、食事を作る人や生産する人への感謝の心を育み、食事のマナーを身に付け、家族の心身の健康を保持・増進する食生活を実践しましょう。

(3)学校等

保育園や認定こども園等は、望ましい食習慣を身につける重要な場であり、家庭と連携し子どもと保護者が楽しく食育に取り組めるよう、保育及び教育の一環として位置付け推進しましょう。

学校は、望ましい食習慣を身につけ実践できる力を育成する場であり、食に関する指導に係る全体計画に基づき、体験活動(食農体験等)や給食を通して食事の重要性、心身の健康、食生活が自然の恩恵や様々な人に支えられていることへの感謝の心を育成するとともに、家庭や関係団体と連携して食育を推進しましょう。

(4)関係団体

関係団体は、市民や地域の望ましい食習慣の形成や食文化の継承を図るため、自らの持つ知識及び専門性を活かし、市民の健康で豊かな暮らしの実現を推進しましょう。また、市民と一体となった活動並びに行政が実施する施策に積極的に参加しましょう。

(5)地域

地域は、市民生活の拠点です。地域での食を楽しむ機会や体験活動を通じて、市民が主体的に食育に取り組むことができます。地域の特性を生かし、郷土料理や食文化に親しみ、所属コミュニティ等での交流を通じて、食文化の継承や地産地消の推進、望ましい食習慣の実践に取り組みましょう。

(6)行政(米沢市)

行政は、市民一人ひとりが、自らの健康と食の大切さへの理解を深め、健やかで心豊かな生活を送るために、食育が市民運動として取り組まれるよう機運の醸成を図ります。そして、市民、学校等、関係団体、地域との連携のもと食育に関する施策を総合的に推進します。

4 計画の体系

本計画では、第3次計画の考察を踏まえ、3つの基本施策と7つの取組の方向性により施策を展開します。

各基本施策で取り扱うテーマについて分かりやすくするため、「食育ピクトグラム(全12項目)」を用いて示しました。

基本施策	取組の方向性	主な取組	取り扱うテーマ
1 健康長寿につながる食育の推進	1-1 健康な身体づくりの推進	望ましい食生活の推進	 
		生活習慣病予防の推進	
	1-2 歯と口腔の健康づくりの推進	健康な歯と口腔機能維持の推進	 
2 豊かな心と感謝の心を育み、次世代へつなぐ食育の推進	2-1 食文化の継承	伝統食材を用いた伝統食や行事食の継承	 
		和食文化の継承	
	2-2 食を通じた交流や学びの推進	共食やコミュニティにおける交流の推進	 
		食農体験の推進	
3 環境や循環を意識し、食を守る食育の推進	3-1 地産地消の推進	地場産物の積極的活用と情報発信	 
	3-2 環境を考えた食生活の推進	環境にやさしい食の選択の推進	 
	3-3 安全・安心な食育の推進	食の安全・安心に関する情報提供の推進	

※食育ピクトグラムは、食育の取組を子どもから大人まで誰にでも分かりやすく発信するため、農林水産省が作成したものです。(詳細については資料編 P58 に掲載しています)

5 SDGs との関係

本市では、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組を推進しています。本計画における各種取組を推進することで、主に以下のゴールの達成に寄与します。



目標1
貧困を
なくそう



目標2
飢餓をゼロに



目標3
すべての人に
健康と福祉を



目標4
質の高い教育を
みんなに



目標8
働きがいも
経済成長も



目標11
住み続けられる
まちづくりを



目標12
つくる責任
使う責任

6 数値目標

本計画に掲げる基本施策を推進するため、数値目標を設定し、施策の達成状況や成果を図る指標とします。

指標		現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	基本施策 の取組	
1	食育に関心を持っている人の割合 ^{※1}	79.5%	90%以上	1・2・3	
2	朝食を毎日食べる人の割合	小学6年生 ^{※2}	93.7%	100%	1
		中学3年生 ^{※2}	95.7%	100%	1
		20歳以上 ^{※1}	77.6%	85%以上	1
3	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合 ^{※1}	49.8%	70%以上	1	
4	適正体重者の割合 新規	20~60歳代 適正体重を維持している者の割合 ^{※3}	65.7% (R4)	66%以上	1
		70歳以上 60.6% (R4)			
		肥満傾向児(肥満度20%以上)の割合(10歳・小5) ^{※4}	16.2%	11%以下	
		適正体重がBMI18.5未満者の割合(20-30代の女性) ^{※3}	13.4% (R4)	12%未満	
	適正体重がBMI20以下の高齢者の割合(65歳以上) ^{※3}	15.2% (R4)	13%未満		
5	食塩摂取量の減少(推定一日食塩摂取量) ^{※5} 新規	9.6g	7g未満	1	
6	定期的に歯科受診をしている人の割合 ^{※3} 新規 (19歳以上)	39.1% (R4)	50%以上	1	
7	学校給食における郷土料理の提供回数 ^{※6} (1校あたり)	6.1回	6回以上	2	
8	食農教育活動事業数 ^{※7}	22回(R5)	25回以上	2	
9	学校給食における米沢産野菜の使用割合 新規 (金額ベース) ^{※6}	18%	20%以上	3	
10	食の安全に関する知識を持っている人の割合 ^{※1}	59.0%	80%以上	3	
11	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している人の割合 ^{※1}	48.7%	70%以上	3	
12	米沢産の農産物を意識して食べている人の割合 ^{※1}	52.1%	70%以上	3	
13	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合 ^{※1}	82.2%	85%以上	3	

※1 食育に関する市民アンケート調査(市調査)

※2 全国学力・学習状況調査(国調査)

※3 健康に関する意識・生活アンケート調査(市調査)

※4 米沢市学校保健の実態と今後の課題(市調査)

※5 米沢市特定健診及びはつらつ健診での推定一日食塩摂取量測定結果(市調査)

※6 米沢市教育委員会調査(市調査)

「9 学校給食における米沢産野菜の使用割合」は金額・重量による調査を行い、目標値としては金額ベースを用いる。

※7 食農教育事業の実施状況調査(県調査)

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 基本施策の展開

基本施策1 健康長寿につながる食育の推進

「食」は命の源であり、健全な心身の基礎として、また、生涯を通じた健康を維持するものとして欠かせないものです。

健康長寿につながる食育を推進するため、「健康な身体づくりの推進」と「歯と口腔の健康づくりの推進」の視点から取り組みます。

取組の方向性

1-1 健康な身体づくりの推進

生涯にわたって健康な身体を維持するため、規則正しい食生活の実践や生活習慣病の予防・改善を図り、健康な身体づくりを推進します。

推進する取組	目指す姿
望ましい食生活の推進	栄養バランスのとれた食事や規則正しい食生活が実践できる。
生活習慣病予防の推進	食塩や野菜の適切な摂取、適正体重の維持を中心に、生活習慣病の予防ができる。

【主な取組】

役割	取組内容
家庭	<input type="checkbox"/> 早寝・早起きを心がける <input type="checkbox"/> 朝食の大切さについて学んで3食食べる <input type="checkbox"/> 主食・主菜・副菜について学び、栄養バランスのとれた食事を実践する <input type="checkbox"/> 自分に合った食事の量を知って食べる <input type="checkbox"/> 体重測定や健康診断等で自分の健康状態を知り、食生活を見直す <input type="checkbox"/> ライフステージに応じた食生活を実践する
学校等	<input type="checkbox"/> 給食等を活用した望ましい食習慣の形成や食に関する正しい知識を身に付けるための「食に関する指導」の推進 <input type="checkbox"/> 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進
関係団体	<input type="checkbox"/> 薬局における減塩指導の推進 <input type="checkbox"/> コミュニティセンターや食生活改善推進員等による健康普及活動の実施 <input type="checkbox"/> 企業等における「健康経営」の推進
行政	<input type="checkbox"/> 主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食事の普及啓発 <input type="checkbox"/> 減塩と女性のやせや高齢者の低栄養を中心とした適正体重の維持などの生活習慣病予防に関する普及啓発 <input type="checkbox"/> 食育活動団体に関する情報の収集や発信 <input type="checkbox"/> 学園都市などの資源を活用した食育の推進 <input type="checkbox"/> 企業等における「健康経営」の推進

1-2 歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康は全身の健康につながるため、生涯を通じて自分の歯と口で健康で豊かな生活を送るための取組を推進します。

推進する取組	目指す姿
健康な歯と口腔機能維持の推進	8020 達成を目指し、健康な歯と口腔機能を維持し、よく噛んで食べることができる。

【主な取組】

役割	取組内容
家庭	<input type="checkbox"/> かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受ける <input type="checkbox"/> 歯と口腔を健康に保つために正しい知識を身に付ける <input type="checkbox"/> 毎食後の歯みがきを習慣化し、歯間ブラシ等も適切に使った丁寧な口腔ケアを行う
学校等	<input type="checkbox"/> 歯科医師による健診の実施 <input type="checkbox"/> 米沢市歯科医師会主催の「米沢市よい歯の学校表彰、個人表彰」への支援 <input type="checkbox"/> 保健だより等での口腔ケアへの関心の向上
関係団体	<input type="checkbox"/> 8020 運動の推進 <input type="checkbox"/> 歯と口腔の健康相談の実施 <input type="checkbox"/> 歯と口腔に関するチラシの作成・配布 <input type="checkbox"/> 在宅寝たきり者等訪問歯科診療事業の実施
行政	<input type="checkbox"/> 8020 運動の周知 <input type="checkbox"/> 歯と口腔の健康づくりに関する情報提供 <input type="checkbox"/> ライフステージに応じた歯科指導の実施

関係団体との連携

【関係団体名】

米沢市医師会、米沢市歯科医師会、米沢市薬剤師会、県立米沢栄養大学、米沢市食生活改善推進協議会 等

【コラム:米沢市の減塩対策】

食塩の過剰摂取は、高血圧をはじめとする生活習慣病のリスクを高める要因となります。現在、本市の推定一日食塩摂取量は平均 9.6g であり、本市が掲げる目標値の 7g 未滿を大きく超える状況にあります。目標達成のため、実施している具体的な減塩対策について紹介します。

1. 市民向け適塩教室

保健師や管理栄養士による講話に加え、減塩のポイントを活かした試食体験を実施しています。

食べて学ぶ実践的な内容で、日常生活に取り入れやすい知識をお伝えしています。

2. 企業向け適塩教室

働き世代の青年期・壮年期から高血圧や糖尿病の長期的なリスク管理が始められるよう、減塩や食生活の改善に取り組むための情報提供を実施しています。

3. 米沢市薬剤師会との協働による減塩対策事業

減塩リーフレットの配布やポスター掲示などの普及啓発活動を行うほか、令和 7 年度からは薬局薬剤師による個別減塩指導を開始し、薬局で気軽に相談できる体制を整え、市民の減塩をサポートします。



(薬局で掲示している減塩ポスター)

【コラム:歯科の取組】

歯と口腔は、食べ物をおいしく食べることや会話を楽しむことなど、日常生活を豊かに送るために欠かせない役割をはたしています。それだけでなく、生活習慣病をはじめとする全身の健康に重要な役割を担っています。

食育において、歯科口腔保健が重視される理由は、「食べる」という基本的な行為を支えるとともに、全身の健康維持、そして豊かな人間形成に不可欠だからです。健康な歯と口腔機能が、栄養バランスの取れた食事の摂取や消化吸収だけでなく、脳の健康や精神的な充足感にも深く関わっています。

『米沢市健康長寿日本一推進プラン』と同様に、食育の推進においても、8020(80歳で20本の歯を保つこと)の達成を目指し、健康な歯と口腔機能を維持し、よく噛んで食べることができる環境づくりを進めています。

そのため、家庭、学校、歯科医師会、行政が連携してライフステージごとの歯科口腔保健に関する取組を推進していきます。



【ライフステージ別に見た食育における歯科口腔保健の特性】

妊娠期/乳幼児期/学齢期 (成長期)	青年期/壮年期 (成人期)	高齢期
<ul style="list-style-type: none"> 適切な口腔機能/習慣の獲得時期 う蝕が生じやすい 	<ul style="list-style-type: none"> う蝕に加えて歯周病が生じやすい う蝕や歯周病が進行して咀嚼に支障が生じる人が多くなる 	<ul style="list-style-type: none"> オーラルフレイルとして咀嚼力や他の口腔機能低下を来している人が多くなる

(参考)食育における「歯科口腔保健との協働」実践に向けた手引き

基本施策2 豊かな心と感謝の心を育み、次世代へつなぐ食育の推進

家庭や地域、所属コミュニティ等で食卓を囲む「共食」や食を通じた交流をすることは、コミュニケーションをとるだけでなく、食文化や食事のマナーを受け継いだり、身に付けたりすることにつながります。特に家庭における共食の影響は大きく、家族が食卓を囲むことは食育の原点となります。

すべての世代が『受け継ぐ』『受け継がれる』というそれぞれの役割を果たす中で、「食文化の継承」や「食を通じた交流や学びの推進」を行います。

取組の方向性

2-1 食文化の継承

先人から受け継がれてきた伝統食材を用いた伝統食、季節の行事食を次世代へ継承する取組を推進します。

推進する取組	目指す姿
伝統食材を用いた伝統食や行事食の継承	伝統食や行事食などの食文化を理解し、生活の中に取り入れることができる。
和食文化の継承	和食文化への理解を深め、生活の中で実践し、感謝の心を持ちながら継承できる。

【主な取組】

役割	取組内容
家庭	<input type="checkbox"/> 伝統食材や伝統食、行事食について知って、食べる <input type="checkbox"/> 伝統食や行事食を作る <input type="checkbox"/> 地域や家庭の味を受け継ぐ <input type="checkbox"/> 米飯を中心とした日本型食生活を実践する <input type="checkbox"/> 箸づかい等の食事のマナーや「いただきます」をはじめとした食への感謝の気持ちを育む
学校等	<input type="checkbox"/> 伝統食や行事食を給食の献立に取り入れ、知る機会を増やす <input type="checkbox"/> 食事のマナーや食への感謝の気持ちを育む指導の推進
関係団体	<input type="checkbox"/> 料理教室等において、伝統食材や伝統食、行事食を取り上げる <input type="checkbox"/> 教室やイベント等で日本型食生活を意識した献立を取り上げる <input type="checkbox"/> 食卓におけるマナーや食への感謝の気持ちを育む取り組みを推進する
行政	<input type="checkbox"/> 伝統食材や伝統食・行事食の紹介やレシピ等の情報発信 <input type="checkbox"/> 伝統食材の継承・農業振興に向けた支援 <input type="checkbox"/> 米飯を中心とした日本型食生活の普及啓発 <input type="checkbox"/> 箸づかい等の食べ方・作法についての情報発信

2-2 食を通じた交流や学びの推進

家庭や友人、所属コミュニティなどでの様々な人との共食や交流、食に関する学習機会や体験活動を通して豊かな心と感謝の心を育む取組を推進します。

推進する取組	目指す姿
共食やコミュニティにおける交流の推進	共食や食に関する人と人との交流を通じて、食を楽しむ心を育み、学びや気づきを生活の中で実践する。
食農体験の推進	食に関する学習機会や体験活動を通じて、食が自然の恵みや生産者をはじめとする様々な人に支えられていることへの感謝の心を持つことができる。

【主な取組】

役割	取組内容
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭での共食の機会を持つ <input type="checkbox"/> 食に関する話題や交流の機会にふれる <input type="checkbox"/> 食農体験イベントに参加する <input type="checkbox"/> 家庭菜園や市民農園を活用し、畑づくりをする
学校等	<input type="checkbox"/> 交流給食の実施 <input type="checkbox"/> 生産者等の給食関係者との交流 <input type="checkbox"/> 食物の栽培や収穫体験、調理実習等の実施 <input type="checkbox"/> 行事や給食だよりを通じた家庭との連携 <input type="checkbox"/> 給食試食会の実施
関係団体	<input type="checkbox"/> 共食の機会を持つ <input type="checkbox"/> 食に関する話題や交流の機会にふれる <input type="checkbox"/> 子ども食堂・地域食堂の実施 <input type="checkbox"/> 高齢者の通いの場の提供等での交流 <input type="checkbox"/> 食農体験イベントの実施
行政	<input type="checkbox"/> 食に関する各種情報の発信 <input type="checkbox"/> 子ども食堂・地域食堂の周知 <input type="checkbox"/> 高齢者の通いの場の提供支援等の立ち上げ支援・情報提供 <input type="checkbox"/> 食農体験イベントの実施や講座の提供 <input type="checkbox"/> 生産者との交流支援

関係団体との連携

【関係団体名】

米沢市食生活改善推進協議会 他市内食育活動団体
 市内子ども食堂・地域食堂、高齢者の通いの場・サロン
 市内生産者 等

【コラム:米沢市に伝わる「かてもの」】

米沢市には、江戸時代に作成された救荒書「飯糧集」と「かてもの」が今に伝わっています。これらは飢饉など困難な状況でも人々の生命をつなぐ知恵を記した貴重な資料です。冷害の被害が大きかった山村では餓死者が多く見られました。また、空腹を癒すために、むやみに山野草を食べ、弱った体に山野草の毒気により死亡する人もいました。上杉鷹山は、そうした状況を憂いて対策を藩医に命じ、藩医が救荒食を研究し、提出したのが「飯糧集」です。126種の動植物について説明すると共に、味噌の製法や、弱者への気配りといった注意事項が記されています。

その後の飢饉に備えるために、新たな救荒書「かてもの」が作成されました。「かてもの」に記載された植物は80種で「飯糧集」より少ない一方、「飯糧集」では取り上げられなかった植物も記載され、毒にならない調理法を主に記し妊婦や病人の食事の注意等の記載もあります。これらは後の天保の大飢饉の際に役立ち、領民を飢えから守る重要な役割を果たしました。現在でも鷹山の領民を思いやる政策の一つとして注目されると共に、「かてもの」の知識が米沢の郷土料理に受け継がれ、困難に立ち向かった先人たちの思いを今に伝えていきます。



かてもの

検索

【コラム:コミュニティでの交流ができる場所】

誰かと一緒に食べることで食欲が増し、栄養バランスの取れた食事につながり、フレイル予防にも効果的と考えられています。

本市のコミュニティでの交流が持てる場の例を紹介します。

(1) 高齢者の通いの場・サロン

住民同士が気軽に集まり、楽しいひと時と仲間づくりができる場です。

住民同士の情報交換や介護予防につながります。

(2) こども食堂・地域食堂

こどもたちや地域の住民に向けて、無料または低額で食事を提供する場です。

交流する場としての役割も果たしており、世代や背景を超えたつながりが生まれています。



(こども食堂・地域食堂の様子)

【コラム:食育月間の取組】

〔食育イベント〕

食育に興味を持つきっかけ作りになるよう、市内商業施設を会場に様々な関係機関と連携し、食育のイベントを実施しました。

〔参加団体と内容〕

- ① 県立米沢栄養大学: フードモデルを使った栄養バランス診断(食育 SAT)
- ② 明治安田生命保険相互会社: ベジチェック・血管年齢測定
- ③ 米沢市食生活改善推進協議会: 豆つかみゲーム
- ④ 農業振興課: 米沢のたべものクイズ
- ⑤ 環境課: 食品ロスクイズやレシピの紹介・フードドライブ

〔食育展示〕

市内商業施設とナセ BA を会場に展示を行いました。
(内容) 市民参加型展示(好きな米沢の食べ物)、郷土料理や伝統野菜などの米沢の食べ物の展示、「よねざわ食育かるた」の展示



(食育イベント内食育 SATの様子)

基本施策3 環境や循環を意識し、食を守る食育の推進

「環境」は地球環境や米沢の豊かな環境、私達の生活を取り巻く環境や人々がより健康的な食生活を送れるようにする食環境づくりなど、多くの意味を持ちます。また、近年、地震や豪雨災害などの発生頻度が増加していることを受け、災害時を想定した備えの重要性が改めて認識されています。

これらを踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて「環境」に配慮した食行動をし、食を守る食育を推進します。

取組の方向性

3-1 地産地消の推進

地産地消を推進し、地域の活性化とフードマイレージの削減をはじめとした環境負荷の低減を図ります。

また、農業と食育は切り離せないことから、「第2次米沢市農業振興計画」との連携を図りながら、地産地消を推進します。

推進する取組	目指す姿
地場産物の積極的活用と情報発信	地場産物について知り、積極的に活用できる。

【主な取組】

役割	取組内容
家庭	<input type="checkbox"/> 本市の豊かな資源から生み出される地場産物について知る <input type="checkbox"/> 地産地消によるフードマイレージの削減をはじめとした環境負荷低減について知る <input type="checkbox"/> 地元で多く生産されている旬の食材について知る <input type="checkbox"/> 地場産物を意識して食べる機会を増やし、消費行動を通して生産者を支える
学校等	<input type="checkbox"/> 学校給食における地場産物の活用 <input type="checkbox"/> 給食等を活用した地場産物の情報提供
関係団体	<input type="checkbox"/> 料理教室等での地場産物の活用 <input type="checkbox"/> 地場産物の情報発信 <input type="checkbox"/> 地場産物や販売している直売所等の充実 <input type="checkbox"/> 地場産物を活用した各種イベントの開催
行政	<input type="checkbox"/> 各種事業での地場産物の活用 <input type="checkbox"/> 観光や農業関連イベントによる地場産物の消費促進 <input type="checkbox"/> 地場産物や販売している直売所等の情報発信の充実 <input type="checkbox"/> 地場産物の紹介や活用レシピ等の情報発信

3-2 環境を考えた食生活の推進

食品ロスの削減や有機農業・環境保全型農業等の環境にやさしい農産物を選択するエシカル消費などの食を大切にする心を育みます。

推進する取組	目指す姿
環境にやさしい食の選択の推進	食品ロスの削減方法や有機農業・環境保全型農業について知り、選択できる。

【主な取組】

役割	取組内容
家庭	<input type="checkbox"/> 食品ロス削減を心がける <input type="checkbox"/> フードドライブ活動に参加する <input type="checkbox"/> 有機農業や環境保全型農業について知る <input type="checkbox"/> エシカル消費を心がける
学校等	<input type="checkbox"/> 給食等を活用した食品ロス削減の推進 <input type="checkbox"/> 給食等での有機米や有機野菜の提供や生産者との交流の推進
関係団体	<input type="checkbox"/> イベント等の機会を活用した消費者との交流やフードドライブの推進 <input type="checkbox"/> エシカル消費の推進
行政	<input type="checkbox"/> 食品ロス削減に関する事業の実施や情報提供の推進 <input type="checkbox"/> 消費者月間等を活用した消費生活に関する学習機会の提供 <input type="checkbox"/> 有機農業、環境保全型農業の推進や、消費者と生産者の交流機会の提供

3-3 安全・安心な食育の推進

食品の安全性や災害時における食事に関する基礎的な知識を習得し、平常時・非常時を問わず安全・安心な食生活を送ることができるよう推進します。

推進する取組	目指す姿
食の安全・安心に関する情報提供の推進	食品の安全性や災害時の食事に関する基礎的な知識を身に付け、実践する。

【主な取組】

役割	取組内容
家庭	<input type="checkbox"/> 食品表示期限や食中毒、食物アレルギーなどの食品の安全性に関する知識を身に付け、生活の中で実践する <input type="checkbox"/> 災害時の食事に必要なものを知り、準備する
学校等	
関係団体	
行政	<input type="checkbox"/> 食品の安全性に関する基礎的な知識の情報提供を行う <input type="checkbox"/> 災害時の食事に関する情報提供を行う

関係団体との連携

【関係団体名】

市内生産者、市内フードバンク実施団体、こども食堂・地域食堂 等

【コラム:地産地消の取組】

地産地消とは、「地域で生産された農林水産物を、可能な限りその生産された地域内で消費する取組」のことを指します。

本市での地産地消としての取組として、学校給食において地場産農産物を供給するシステムを卸売業者、青果商業組合、生産者組合と構築・運用していることが挙げられます。このような取組を活用し、引き続き地産地消を推進します。

また、秋の収穫市「あおぞらマルシェ」における地場産農産物の販売や、道の駅米沢と連携し、道の駅米沢農産物加工施設「かあちゃんの台所」で地元の農産物を使った弁当や総菜を提供するといった取組も行っています。

様々なイベントなどを通じて地産地消の更なる推進を図るとともに、1人ひとりが「食」についての意識を高め、地産地消という取組に目を向けるきっかけを作っていきます。



【コラム:食品ロスとは】

食品ロスとは、「本来食べられるはずだったにも関わらず捨てられてしまう食品」のことを指します。

国内の食品ロスは、2023年度(令和5年度)で464万トン発生していると推定され、国民1人当たりで換算すると、年間約37kgに相当し、毎日おにぎり1個(約102g)を捨てている計算となります。

また、消費者庁では、この食品ロスによる経済損失を年間で約4兆円と見積もっており、国民1人当たりで換算すると年間で約32,000円の損失に相当します。

食品ロスは、「もったいない」だけではなく、廃棄に伴う環境負荷や経済的な損失、食料格差の拡大といった、さまざまな社会的課題とも深く関わっています。

私たち一人ひとりが日々の行動を見直し、無駄を減らしていくことが、持続可能な社会に繋がっていきます。



【コラム:保育園・認定こども園等での食育活動】

乳幼児期は生涯にわたる基本的な食習慣が作られる重要な時期です。規則正しい食習慣を身につけ、食の大切さを学ぶことができるように保育園・認定こども園等では毎日の生活や行事のなかで、各園で工夫をこらした食育活動を展開しています。

市立保育園の食育活動を紹介します。給食は安全安心を第一に、成長に見合ったおいしくて栄養バランスの良い給食提供を目指しています。笹巻や冷や汁、芋煮などの郷土料理の提供は米沢の伝統的な食文化を身近に感じることに繋がっています。園庭の畑では、なすやきゅうり、とうもろこし、さつまいもやじゃがいも等の季節の野菜を育て、水やりや観察を通して野菜の育つ様子に興味や関心を高めています。収穫した野菜は給食やクッキングで使用します。お魚教室では、魚屋さんから魚や海の生き物の話を聞き、目の前で魚をさばく様子を見せてもらいます。命をいただいていることを感じるよい機会です。米沢ならではの活動のひとつ、季節の果物狩りでは初夏にはさくらんぼ、秋にはりんごの収穫を体験します。

日々の保育のなかでの生活に密着した様々な経験を通して、食べものや食べることに関心をもち、自分で食を選択する力を身につけてほしいと願っています。



(公立園での笹巻づくりの様子)

【コラム:小・中学校での食育活動】

1.米沢市学校給食センター(令和8年4月開設)

(1)米沢市の給食、ここが変わります!

■令和7年度まで

小学校は自校で調理を行う自校方式

中学校は小学校で調理した給食を供給する親子方式により実施。

■令和8年度から

小学校は自校方式を継続し、中学校は学校給食センターでの共同調理場方式により給食を提供します。

(2)施設概要

所在地 :米沢市六郷町西藤泉 145 番地

提供食数:1日あたり最大 2,100 食



2.見て！体験して！食育体験 VR 動画

～いただきますの向こう側 食を支える仕事を見に行こう～

(1)目的

最新技術(VR映像)を活用し、普段立ち入ることが難しい「食の現場」(市場・食品製造現場等)を仮想体験することで、食の流通や消費に関する理解を深め、学校給食法に定められた次の目標の達成を目指します。

学校給食法 学校給食の目標

(第五号) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと

(第七号) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

(2)特徴と独自性

○VR 技術を活用した食育

○学園都市米沢の特色を活かした取り組み

○地域資源(豆腐、みそ、しょうゆづくり、卸売市場)を活かした食育の実践



2 各課の取組

食育関係課による取組内容と関連する基本施策についてまとめました。

番号	事業名	事業内容	基本施策		
			1	2	3
1	廃棄物減量に向けた学習機 会の提供 担当課:環境課	米沢市のごみ対策に係る出前講 座を実施し、学習機会を提供す る。			●
2	3010 運動の推進 担当課:環境課	宴会における食品ロスを減らす 「3010 運動」の周知・啓発を行う。			●
3	食の安全・安心情報の発信 担当課:生活安全課	米沢市消費生活センターからお知 らせを行う。			●
4	消費生活に関する学習機会 の提供 担当課:生活安全課	月間や出前講座を活用した情報 発信や、学校や地域と連携した消 費者教育支援事業を行う。			●
5	食品表示法の相談窓口の 設置 担当課:生活安全課	食品表示法に関する疑問点、相談 等の受付を行う。			●
6	エシカル消費にむけた学習 機会の提供 担当課:生活安全課	教育教材の小中学校への配布や、 月間を活用し展示を行う。			●
7	保育園・認定こども園等での 歯科指導の実施 担当課:子育て支援課	歯科医師による健診と看護師等 による歯科講話を行う。	●		
8	園庭等を利用した食農の場の 提供 担当課:子育て支援課	園庭等を利用した栽培、収穫・調 理体験の実施や、果物狩り体験等 を行う。		●	●
9	公立保育園における食育だよ りの発行 担当課:子育て支援課	献立表とともに食育だよりを発行 し、望ましい食習慣や食文化等 についての情報発信を行う。	●	●	●
10	給食における行事食や伝統食 の提供 担当課:子育て支援課	七夕や節分等の行事食の提供や、 笹巻づくり体験などを行う。		●	●
11	公立保育園における早寝・早 起き・朝ごはん運動の推進 担当課:子育て支援課	食育講話の実施、食育だより、献 立表等により、食事の大切さにつ いて普及啓発を行う。	●		
12	赤ちゃんを迎える親講座の 実施 担当課:こども家庭課	主食・主菜・副菜を組み合わせた 栄養バランスの取れた食事の普及 啓発を行う。	●		
13	乳幼児健診での歯科指導の 実施 担当課:こども家庭課	1歳8か月児健診、3歳児健診で の集団講話やフッ素塗布を行う。	●		

番号	事業名	事業内容	基本施策		
			1	2	3
14	乳幼児や健康教室を通じた相談支援 担当課:こども家庭課	離乳食講話や、各乳幼児健診での相談支援を行う。	●	●	
15	こども食堂・地域食堂の周知 担当課:こども家庭課	実施団体の活動内容や開催情報について、SNS や市のホームページなどで情報発信を行う。		●	
16	食育イベント・展示の実施 担当課:健康課	6月の食育月間に合わせた望ましい食習慣やマナー、伝統料理などの普及啓発を行う。	●	●	●
17	適塩教室の実施 担当課:健康課	市民向けの教室や企業向けの教室実施による減塩についての普及啓発を行う。	●	●	
18	米沢市薬剤師会と連携した減塩指導の実施 担当課:健康課	減塩リーフレットの配布やポスター掲示、薬局薬剤師による個別減塩指導を行う。	●		
19	SNSを活用した食育に関する情報の発信 担当課:健康課	「#よねざわベジアップキャンペーン」などのSNS等を活用した情報発信を行う。	●	●	●
20	米沢市歯科医師会と連携した8020運動の推進 担当課:健康課	歯と口腔に関するチラシの作成や、「歯と口の健康相談」の実施支援を行い、8020の普及啓発を図る。	●		
21	歯周疾患検診の推進 担当課:健康課	歯周疾患検診を通じた歯科指導やブラッシング指導を行う。	●		
22	在宅寝たきり者等訪問歯科診療事業の実施 担当課:健康課	米沢市歯科医師会と連携し、在宅寝たきり者等訪問歯科診療事業を行う。	●		
23	親子や子どもなどを対象とした料理教室の開催 担当課:健康課	米沢市食生活改善推進協議会の支援を中心とした教室運営を行う。	●	●	●
24	米飯を中心とした日本型食生活の普及啓発と情報発信 担当課:健康課	和食文化の継承に向けた日本型食生活の普及促進と情報発信を行う。	●	●	
25	高齢者を対象とした低栄養予防の普及啓発 担当課:高齢福祉課	体はつらつ教室・元気アップ教室、いきいきデイサービス利用者等への講話を行う。 また、見守り事業において高齢者宅に訪問する際、見守り新聞に低栄養予防に関する内容を掲載し配布を行う。	●		
26	短期集中型の訪問による低栄養改善に向けた訪問支援 担当課:高齢福祉課	管理栄養士の家庭訪問などによる食事及び栄養プログラムを行う。	●		

番号	事業名	事業内容	基本施策		
			1	2	3
27	秋まつり、雪灯籠まつりの実施 担当課:観光課	観光や農業関連イベントを活用した地場産農産物の消費促進を行う。		●	●
28	地場産農産物を使用した弁当の提供 担当課:観光課	市内で行われるコンベンションにおいて、地場産農産物を盛り込んだ弁当の提供を行う。		●	●
29	市民農園運営管理事業の実施 担当課:農業振興課	市内3カ所市民農園の開設を通じた食農の場の提供を行う。		●	●
30	地産地消の推進 担当課:農業振興課	学校給食における地場産農産物の供給事業や、秋の収穫市「あおぞらマルシェ」での販売を行う。		●	●
31	有機農業、環境保全型農業の推進 担当課:農業振興課	環境保全効果の高い営農活動に対し、国の交付金を活用した支援を行う。			●
32	伝統食材を使ったレシピの周知 担当課:農業振興課	市のホームページ等での伝統食材を使用したレシピの情報掲載を行う。		●	●
33	小中学生を対象とした家庭教育講座の開催 担当課:社会教育文化課	機会をとらえた朝食の重要性に係る普及啓発を行う。	●		
34	給食試食会や給食だよりを通じた食や栄養の普及事業 担当課:学校教育課	学校給食や食文化、望ましい食習慣などについての普及啓発を行う。	●	●	●
35	子ども食育マスター育成事業 担当課:学校教育課	山形県立栄養大学と連携した食育に関わる出前講座を行う。	●	●	●
36	交流給食の実施 担当課:学校教育課	生産者からの講話など給食に携わる人との交流から、給食への理解を深める。		●	●
37	学校等での収穫体験や調理実習による学習機会の充実 担当課:学校教育課	学校畑や学校田を活用した栽培や収穫体験を行う。		●	●
38	食にまつわる絵本を使った読み聞かせの実施 担当課:学校教育課	学校職員による読み聞かせを行う。	●	●	●
39	学校給食での行事食や伝統食の提供 担当課:学校教育課	学校給食で行事食や伝統食を提供し、その由来や文化等を学ぶ。		●	●
40	農と食の元気っ子講座 担当課:農業委員会事務局	地場産農作物への理解、食農教育の推進に向けた農業体験や調理実習を行う。		●	●

3 ライフステージの特徴とポイント

健やかで豊かな心と体を育むためには、ライフステージごとの特徴に応じた食育が重要です。それぞれの段階で異なる健康課題や心身への影響に対応し、生涯を通じた健康づくりを推進します。

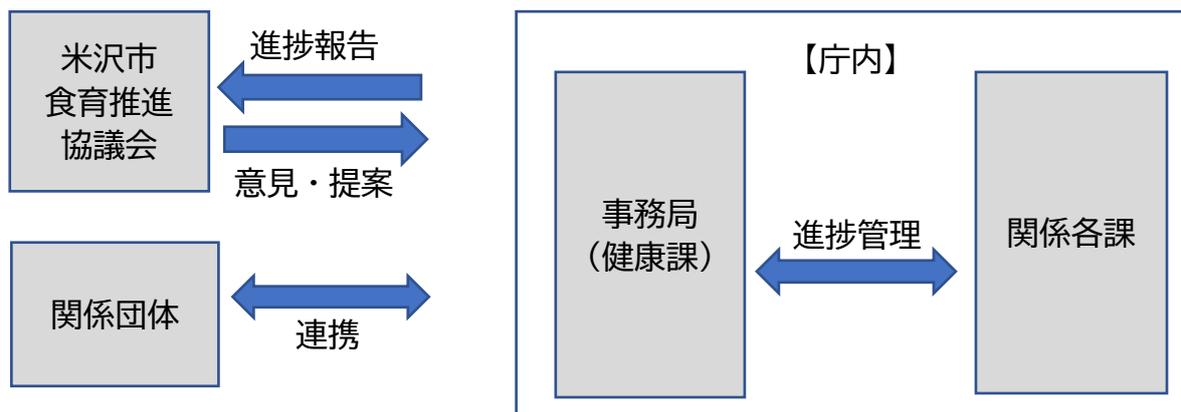
ライフ ステージ	ライフステージの特徴とポイント
妊娠期	<p>食生活を見直し、新しい命を育もう [ポイント] バランスのとれた食事/適正体重の維持</p> <p>お母さんの健康と赤ちゃんの成長にとって大切な時期です。妊娠をきっかけに家族全員で食生活の重要性を再確認し、基盤を作り始めることが重要です。</p>
乳幼児期 (0～5歳)	<p>楽しくおいしく一緒に食べよう [ポイント] 望ましい食習慣/共食を通じて食を楽しむ</p> <p>乳幼児期は心身の基礎が形成される重要な時期であり、味覚をはじめ感覚機能、咀嚼機能といった身体的機能の発達が著しい時期です。望ましい食習慣や楽しい食卓は健康と心の成長に影響を与えます。家族や周りの大人と関わり、食に関する体験を広げ、食生活の基礎と規則正しい生活リズムを身に付けることが大切です。</p>
学齢期 (6～18歳)	<p>食の大切さを学び、自分で選択できる力を身につけ、健全な食生活を自ら実践しよう [ポイント] 規則正しい食生活/適正体重の維持</p> <p>学童期(6～12歳)は、望ましい食習慣と生活習慣を確立し、家庭の食事や学校給食、農業体験や調理体験を通じて食に関する知識を広げる時期です。家族や友達と食事を楽しみながら、食の知識や感謝の心を育むことが重要です。</p> <p>思春期(13～18歳)は、身体と心が大人に近づき、健全な心身と人間性の基礎を築く時期ですが、親の管理から離れ食生活に問題が生じやすくなります。この時期には、自ら望ましい食生活を実践する力を身につけることが大切です。</p>
青年期・ 壮年期 (19～64歳)	<p>健全な食生活を実践して生活習慣病を予防し、次世代に食の輪を広げよう [ポイント] 望ましい食生活/適正体重の維持/生活習慣病の予防</p> <p>青年期(19～39歳)は気力・体力が充実し、生活が大きく変化する時期です。この時期の食生活は後の健康に影響を与えるため、適切な栄養バランスと生活リズムを保つことが重要です。</p> <p>壮年期(40～64歳)は家庭や職場で重要な役割を担う多忙な時期で、これまでの食生活の影響が現れ始めます。不規則な食習慣を避け、健康を維持するために規則正しい食習慣を守ることが大切です。また、家庭やで食育の担い手として食文化を継承し、子どもたちが健全な食習慣を身につけられるよう支援する役割も期待されます。</p>
高齢期 (65歳以上)	<p>健康を維持し、次世代に食を伝えよう [ポイント] 低栄養予防/バランスのとれた食事/口腔ケアの推進</p> <p>高齢期は適正体重の維持のため、エネルギー量やたんぱく質の確保を中心とした低栄養予防を実践することが重要です。また、口腔内の状況は栄養状態に影響を及ぼすため、オーラルフレイル予防等の口腔ケアが適切に行われていることが望まれます。若い世代に正しい食の知識や食文化を伝える役割も期待されます。</p>

第5章 推進体制と進行管理

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

市民や関連する団体、関係機関等で構成する「米沢市食育推進協議会」を設置し、本市関係各課が連携・協働しながら計画を推進します。食育推進協議会においては、計画に関する協議を行いながら、進捗状況を把握・評価し、結果を計画に反映させます。さらに、食育に関する情報や意見交換を行うとともに、関係者等が相互連携のもとで実施できる仕組みづくりを推進し、計画の進行管理を行います。

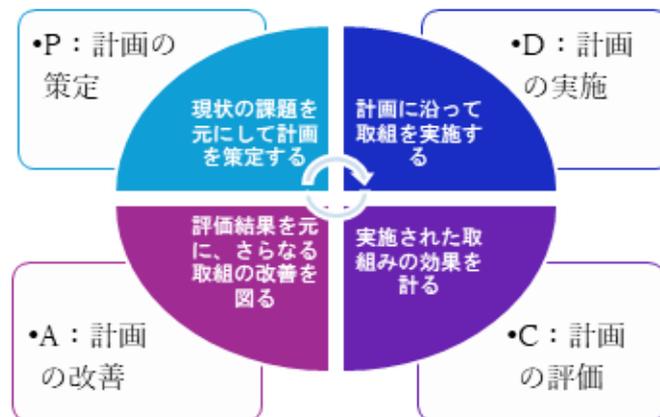


2 進行管理

計画の進行状況を把握し、効果的に推進していくために関係団体・関係各課と連携し計画の進行管理と評価を行います。

計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を常にチェックし、取組内容を修正するなど、柔軟に対応していくことが求められます。取組の評価結果に基づき課題等を把握し、改善を図ることが重要となるため、市民調査や関連する各計画の評価などで計画の目標の達成状況や現状を把握します。

計画に掲げた基本理念を実現するため、施策の進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取組内容の定期的な見直しを行います。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すPDCAサイクルに基づき、取組の実施状況について点検や評価を行い、取組を見直しながら、計画の着実な推進に努めます。



資料編

資料編

1 食育基本法

(平成十七年六月十七日)
(法律第六十三号)

食育基本法をここに公布する。
食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な

施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 米沢市健康長寿のまちづくり推進条例

令和元年12月23日

条例第53号

誰もが健康で明るく元気に社会生活を送り、安心して暮らし続けることは、市民の願いである。

健康とは、肉体的、精神的そして社会的にも全てが満たされた状態のことをいい、その状態を長く保つことは、市民一人一人が心豊かに生き生きと過ごすために重要である。

健康で過ごすことのできる期間を長く保つためには、市民が個々のライフステージに応じ心身の健康を保持することももちろん、市が教育、文化、産業、環境等のあらゆる施策において市民の健康増進に寄与することに視点を置き、市民と一体となって健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に取り組むことが必要である。

また、家庭、学校、職場、地域等の社会環境は、人の健康に大きな影響を及ぼすことから、市のみならず、事業者、地域団体及び健康づくり関係者が、相互に連携し、市民の健康を支え、守るための社会環境づくりに取り組むことが必要である。

これらの取組を健康長寿のまちづくりとして総合的かつ計画的に推進し、もって市民誰もが健康で明るく元気に生活することができる社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における健康長寿のまちづくりの基本理念を定め、市民、事業者、地域団体及び健康づくり関係者の役割並びに市の責務を明確にするとともに、市民の健康づくりに必要な事項を定めることにより、健康長寿のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、市民誰もが生涯にわたり、健康で明るく元気に生活することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康長寿のまちづくり 全ての市民が、健康で明るく元気に活躍し続けるために個人の健康づくりに取り組むこと及び家庭、学校、職場、地域等を含む地域社会全体が個人の健康を支え、守ることができる社会環境づくりに取り組むことをいう。
- (2) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 地域団体 本市の区域内において営利を目的としない活動を行う団体をいう。
- (5) 健康づくり関係者 医療保険者、医療機関、教育機関その他市民の健康づくりに関する活動を行うものをいう。
- (6) ライフステージ 乳幼児期から高齢期にわたる人の生涯における各段階をいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民が健康で明るく元気に生活を送ることができる社会の実現を目指し、市民、事業者、地域団体、健康づくり関係者及び市がそれぞれの役割と責務を踏まえ、相互に連携、協力し、健康長寿のまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、市が実施する施策についての理解と関心を深め、それぞれのライフステージに応じ、主体的に自らの心身の状態に即した健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、事業者、地域団体及び健康づくり関係者が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努めるとともに、従業員の健康管理を経営課題として捉え、従業員の健康増進に積極的に努めるものとする。

2 事業者は、市民、地域団体及び健康づくり関係者が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念に基づき、住みよい活力ある地域社会の形成を図るため、自らの持つ

知識及び専門性を生かし、健康長寿のまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、市民、事業者及び健康づくり関係者が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(健康づくり関係者の役割)

第7条 健康づくり関係者は、基本理念に基づき、健康診査、がん検診、歯周病検診、栄養相談、健康相談等を通じて、市民の健康増進を図るとともに、健康づくりについて情報を提供し、市民が必要とする保健医療サービス等を受けられるよう努めるものとする。

- 2 健康づくり関係者は、市民、事業者及び地域団体が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、個人の健康を支え、守る環境の整備を図るため、必要な施策に取り組むものとする。

- 2 市は、あらゆる分野において健康格差の縮小につながる施策に取り組むものとする。
- 3 健康長寿のまちづくりの推進に当たっては、基本理念を踏まえ各種計画等に基づき事業を行うものとする。
- 4 市は、市民、事業者、地域団体及び健康づくり関係者が主体となった健康長寿のまちづくりの推進を図るため、社会環境の整備に取り組むものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 市は、健康長寿のまちづくりの推進に当たっては、国、県、他の地方公共団体並びに保健、医療、栄養及び健康科学に関する分野を研究する大学、研究機関並びに企業と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(からだの健康づくり)

第10条 市及び健康づくり関係者は、からだの健康づくりの推進を図るため、がん予防、生活習慣病予防、感染症予防、介護予防及びからだの健康の保持に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

- 2 市及び健康づくり関係者は、生活習慣病等の早期発見、早期治療及び重症化予防を図るため、がん検診その他の検診、健康診査、保健指導の受診促進その他の必要な保健事業の推進に努めるものとする。
- 3 市及び健康づくり関係者は、喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響についての知識の普及及び啓発を行うとともに、受動喫煙の防止に関する取組を促進するよう努めるものとする。

(こころの健康づくり)

第11条 市は、こころの健康づくりの推進を図るため、こころの健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うとともに、こころの健康づくりに係る支援の充実及び相談体制の整備を図るものとする。

- 2 市は、自殺の予防を図るため、市民それぞれのライフステージに応じた情報提供、相談及び支援を行うものとする。

(歯及び口腔の健康づくり)

第12条 市及び健康づくり関係者は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

- 2 市及び健康づくり関係者は、障がい者、介護を必要とする高齢者その他特に支援を要する者への歯科健診、歯科医療その他の必要な歯科保健事業の推進に努めるものとする。
- 3 市及び健康づくり関係者は、市民それぞれのライフステージにおける効果的な歯科疾患の予防、歯周病検診及び歯科検診の実施並びに受診の促進、口腔機能の維持向上に資する取組その他の必要な歯科保健事業の推進に努めるものとする。

(食生活の改善)

第13条 市は、市民が食生活の改善に取り組むことができるよう必要な施策に取り組むとともに、市民の望ましい食習慣の形成を図るため、必要な教育並びに知識の普及及び啓発を行うものとする。

- 2 市は、ライフステージに応じた適切な量の食事及び栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。
- 3 市は、事業者及び健康づくり関係者と連携し、市民が適切な塩分を摂取するための啓発活動、本市で生産された農産物による地産地消を考慮した栄養指導その他の市民の栄養の改善に関する施策に取り組むよう努めるものとする。

(運動その他の身体活動の推進、休養等)

第14条 市は、地域団体及び事業者と連携し、市民の運動その他身体活動を促進するため、本市の自然環境を活用した運動の普及及び啓発に取り組むよう努めるとともに、運動その他の身体活動の推進に必要な環境整備を行うよう努めるものとする。

2 市は、地域団体及び事業者と連携し、市民が心身の健康の保持及び増進に取り組むことができるよう、適切な休養及び睡眠に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

(高齢者の健康づくり)

第15条 市は、高齢者が自らの心身の状態に応じた健康づくりを実践できるよう必要な施策に取り組むものとする。

2 市は、高齢者が地域社会を構成する重要な一員として尊重され、生きがいを持って健康な生活を営むことができるよう、趣味又は能力を生かす活動が行える場の提供、多様な社会的活動に参加する機会の拡大及び当該活動に参加しやすい環境の整備を図るものとする。

3 市は、高齢者の知識及び経験を生かすため、本人の意欲と能力に応じた就業機会の確保に努めるとともに、ボランティア活動への参加促進を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 米沢市食育推進協議会設置要綱

平成23年9月22日
告示第230号

(設置)

第1条 本市が策定した食育推進計画に基づき食育の推進に関する施策を実施するため、米沢市食育推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、食育基本法(平成17年法律第63号)において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び食育の推進に関する施策を実施するものとする。

- (1) 食育に関する情報の収集及び交換並びに情報の発信に関すること。
- (2) 食育の推進に関する施策の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育に関連する団体に属する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(米沢市食育推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 米沢市食育推進計画策定委員会設置要綱(平成21年米沢市告示第138号)は、廃止する。

4 米沢市食育推進協議会委員名簿

R7.10月末 現在

所属・団体名	役職等	氏名
山形県立米沢栄養大学	健康栄養学部健康栄養学科 教授	安部 貴洋
山形おきたま農業協同組合	米沢・川西地区統括支店長	小形 喜代之
米沢市教育委員会	米沢市立興譲小学校 栄養教諭	渡部 陽奈
米沢市PTA連合会	会長	佐藤 美洋
米沢市保育会	興道北部保育園 栄養士	阿部 麻衣子
米沢市私立幼稚園・認定こども園連合会	副会長(戸塚山こども園 園長)	近野 智子
山形県栄養士会 米沢地域事業部	担当理事	金田 夏紀
米沢市食生活改善推進協議会	会長	加地 早由里
特定非営利活動法人 食育ママ	理事長	加藤 弥栄子
株式会社 米沢食肉公社	常務取締役	杉浦 隆治
山形県立米沢栄養大学	健康栄養学部健康栄養学科 4年	青木 楓華
山形大学工学部	大学院有機材料システム研究科 博士前期課程 1年	石村 凌

(順不同、敬称略)

任期:令和7年9月5日~令和9年9月4日

5 策定経過

日時	会議等	内容
令和6年6月26日	令和6年度 第1回米沢市食育推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度活動状況及び令和6年度食育活動計画について ・第4次米沢市食育推進計画の策定について ・「食育」に関する市民アンケート(市民意識調査)について
令和6年8月9日	令和6年度 第2回米沢市食育推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育」に関する市民アンケート(市民意識調査)について ・第5次米沢市食育推進計画の米沢市健康長寿日本一推進プランへの統合について
令和6年9月10日 ～ 令和6年9月30日	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の20歳以上の男女1,000人(無作為抽出)に実施 ・郵送による配付・郵送または電子申請による回収 ・回収数(率):468(郵送回収315、電子申請153)人(46.8%)
令和7年2月13日	令和6年度 第3回米沢市食育推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育」に関する市民アンケート(市民意識調査)等による課題の整理について ・第4次米沢市食育推進計画案 ・食育推進に関する令和6年度取組状況及び令和7年度取組予定
令和7年6月27日	令和7年度 第1回米沢市食育推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次米沢市食育推進計画案について
令和7年9月26日	令和7年度 第2回米沢市食育推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次米沢市食育推進計画概要版案について ・第4次米沢市食育推進計画案について ・パブリック・コメントの実施について
令和7年11月1日 ～ 令和7年11月20日	パブリック・コメント	
令和8年1月 日	令和7年度 第3回米沢市食育推進協議会	
令和8年3月	第4次米沢市食育推進計画の策定	

6 用語解説

あ行

エシカル消費

“エシカル”は英語で「倫理的な・道徳的な」という意味。人や社会、地球環境、地域に配慮した考え方や消費行動を指し、貧困・人権・気候変動の世界共通課題の解決に有効とされる。日本では、消費者庁による『「倫理的消費」調査研究会』により、エシカル消費の枠組みづくりが行われ、「エシカル」という大きな枠の中に、「フェアトレード」、「オーガニック」、「地産地消」、「障がい者支援につながる商品」、「伝統工芸」、「動物福祉商品」、「寄付付き商品」、「リサイクル」など幅広い消費の形が含まれている。

置賜産農作物共同購入対象品目

学校給食においては、地産地消を効率的に推進するため、地場産農産物供給(共同購入)事業を民間会社に委託して実施している。

令和6年度における地場産農産物供給事業では17品目(おかひじき、きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマン、なめこ、なす、白菜、キャベツ、ねぎ、寒中キャベツ、寒中ねぎ、りんご、ラ・フランス、さくらんぼ、雪菜、豆もやし)となっている。

か行

環境保全型農業

農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

共食

家族や仲間などと一緒に食卓を囲むこと。食事をとりながらコミュニケーションを図ることにより、食事の楽しさ、マナー、挨拶、食にかかわる基礎を身に付けられると考えられている。

行事食

季節折々の伝統行事の際に食べる料理、特別な行事の時の華やいだ食事のこと。行事食には、家族の幸せや健康を願う意味がこめられている。

行事食としては、正月に食べるおせち料理や端午の節句に食べるかしわもち、冬至に食べるかぼちゃ料理などがある。

健康経営

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

交流給食

児童・生徒が生産者や調理師等による地域の食材や給食調理に関する講話を聞き、講話の題材となったメニューや食材が使用された給食を共に食することで、食や農に関する理解を深めることを目的としている。(例: 館山りんごの生産者さんから、りんごを育てるときの苦勞などを聞いた後に、給食で提供された館山りんごと一緒に食べるなど)

さ行

消費者教育

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育。人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身につける必要があり、その自立を助けるための働きかけのこと。

食育ピクトグラム

普遍的に取り組むべき食育の取組を全 12 項目にまとめ、子どもから大人まで誰にでも分かりやすく発信するため、農林水産省が作成したピクトグラムのこと。

 <p>1 みんなで楽しく食べよう</p> <p>共食</p>	 <p>2 朝ごはんを食べよう</p> <p>朝食欠食の改善</p>	 <p>3 バランスよく食べよう</p> <p>栄養バランスの良い食事</p>
<p>家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事で、心も体も元気にならしましょう。</p>	<p>朝食を食べて生活リズムを整え、健康的な食習慣につなげましょう。</p>	<p>主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活につなげましょう。また、減塩や野菜・果物摂取にも努めましょう。</p>
 <p>4 太りすぎないやせすぎない</p> <p>生活習慣病の予防</p>	 <p>5 よくかんで食べよう</p> <p>歯や口腔の健康</p>	 <p>6 手を洗おう</p> <p>食の安全</p>
<p>適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。</p>	<p>口腔機能が十分に発達し維持されることが重要ですので、よくかんでおいしく安全に食べましょう。</p>	<p>食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し行動する力を養いましょう。</p>
 <p>7 災害にそなえよう</p> <p>災害への備え</p>	 <p>8 食べ残しをなくそう</p> <p>環境への配慮(調和)</p>	 <p>9 産地を応援しよう</p> <p>地産地消等の推進</p>
<p>いつ起こるかもしれない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。</p>	<p>SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりしましょう。</p>	<p>地域で取れた農林水産物や被災地食品等を消費することで、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につなげましょう。</p>
 <p>10 食・農の体験をしよう</p> <p>農林漁業体験</p>	 <p>11 和食文化を伝えよう</p> <p>日本の食文化の継承</p>	 <p>12 食育を推進しよう</p> <p>食育の推進</p>
<p>農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めましょう。</p>	<p>地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切にして、次の世代への継承を図りましょう。</p>	<p>生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を推進しましょう。</p>

(参考)第4次食育推進基本計画 啓発リーフレットより抜粋

食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通しての健康づくりをボランティアで推進している方たち。食生活改善推進員研修会で得た知識などを地域の人に伝えるために地区伝達講習会を開いている。なお、推進員になるためには食生活改善推進員養成講座を受講する必要がある。

食に関する指導に係る全体計画

学校全体で食育を組織的、計画的に推進するために、各学校において作成される。

食農教育

一般的な食育活動に加えて、それを支える農業や地域、自然との関わりにも注目し、食を支える農業活動を知り、体験することで、食や「いのち」の大切さを学ぶこと。

た行

伝統食

その土地で古くから作られてきたものを用いて加工・調理された食物で、その地域の風土や習慣に合わせて長い年月をかけて作られたもの。

本市の伝統食としては、塩引き寿司、鯉の甘煮、カラカイ煮、冷や汁、芋煮などがある。

伝統食材

各地で古くから栽培・利用されてきた野菜や魚や肉などの食材。

本市の主な伝統食材には、鯉、雪菜、小野川豆もやし、遠山かぶ、梓山大根、うこぎなどがある。

な行

日本型食生活

昭和 50 年代の食生活のこと。日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副菜から構成された栄養バランスに優れた食生活のこと。

は行

早寝・早起き・朝ごはん運動

子どもたちのすこやかな成長のため、家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、子どもたちの基本的な生活習慣を確立させ、生活リズムの向上を図るために推進される取組のこと。

BMI(Body mass index)体格指数

肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数のこと。

[体重(kg)÷[身長(m)の2乗]で算出される値。日本肥満学会の定めた基準では、18.5未満が「低体重(やせ)」、18.5以上 25 未満が「普通体重」、25 以上が「肥満」となっている。

肥満傾向児

肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別基準体重から肥満度を求め、肥満度が 20%以上の者をいう。

$$\text{肥満度・痩身度} = [\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}] / \text{身長別標準体重(kg)} \times 100(\%)$$

フードドライブ

品質そのものには全く問題がないものの食べられないままにこれまで廃棄されてきた食品を家庭や企業などから寄贈していただき、支援を必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動や、その活動を行う団体をいう。

この活動は寄贈を受けた食品を一時的に保管する場所を確保しこれを管理する必要がある、主に非営利活動法人(NPO 法人)により行われている。

フードマイレージ

食料の生産地から食卓までの距離に着目し、なるべく近くでとれた食材を食べた方が、輸送に伴う環境への負担が少なくなるという考え方。輸入食料に係るフードマイレージは、[輸入量(t)×輸送距離(km)]で求められる。

フレイル

老化に伴う種々の機能低下を基盤とし、様々な健康障害に対する脆弱性が増加している状態、すなわち健康障害に陥りやすい状態を指す。

や行

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

和食文化

「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」のことで、ユネスコ無形文化遺産に登録されている。特徴は、地域ごとの多様で新鮮な食材を活かす調理技術、理想的な栄養バランスを持つ一汁三菜の食事スタイル、季節感を取り入れた盛り付けや器の使用、そして正月などの年中行事との深い結びつきがあることである。



—よねざわ食育かるた(令和5年度作成)—

おとなも子どもも遊びながら、栄養バランスや健康づくり、米沢の食材・郷土料理について学ぶことができるかるたです。

絵札は市内の放課後児童クラブの皆さんに、読み札は市民の方や米沢栄養大学の学生の皆さん、米沢市食生活改善推進協議会の皆さんに考えていただきました。ここでは米沢の特色がよく表現されている札を取り上げています。

第4次米沢市食育推進計画

米沢市健康福祉部健康課

令和8年 月 策定

〒992-0059 米沢市西大通一丁目5番60号

TEL 0238-24-8181